

第 60 回

職員の給与等に関する報告および勧告

平成 22 年 10 月

福 井 県 人 事 委 員 会

(ページ調整のための白紙)

写

人委第450号
平成22年10月4日

福井県議会議長 中川 平一 様
福井県知事 西川 一誠 様

福井県人事委員会
委員長 川上 賢正

職員の給与等に関する報告および勧告について

地方公務員法第8条、第14条および第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。
この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

(ページ調整のための白紙)

報 告

1 職 員 の 給 与

(1) 在職者数および平均給与月額

本委員会は、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員を除く。以下「職員」という。）の給与等の実態を把握するため、本年4月「平成22年福井県職員給与実態調査」を実施した。その結果によると、第1表に示すとおり、在職者数は、13,290人であって、これら在職者の平均年齢は42.6歳であり、また、その男女別構成は男58.4%、女41.6%となっている。

これらの職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、警察職、教育職、研究職、医療職、福祉職の6種9給料表の適用を受けており、このうち、行政職給料表適用職員の平均給与月額は、給料344,188円、扶養手当9,953円、地域手当5,136円、計359,277円であり、警察官、教員、研究員、医師等を含めた職員全体の平均給与月額は、給料367,322円、扶養手当8,859円、地域手当5,766円、計381,947円である。

第1表 平均給与月額、在職者数、平均年齢等

給料表		行政職	警察職	教育職 (一)	教育職 (二)	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	福祉職	全給料表
区 分											
平 均 給 与 月 額	給 料	344,188	337,107	392,175	387,934	384,192	461,863	321,225	322,430	334,142	367,322
	扶養手当	9,953	13,075	9,288	7,110	11,763	16,602	5,973	2,580	2,558	8,859
	地域手当	5,136	4,692	5,239	5,200	5,353	73,529	4,325	4,243	4,397	5,766
	計(円)	359,277	354,873	406,702	400,244	401,308	551,993	331,523	329,253	341,097	381,947
人 員(人)		3,288	1,655	2,248	4,686	291	137	276	683	26	13,290
性 別 (人)	男	2,318	1,572	1,315	2,031	238	114	120	41	6	7,755
	女	970	83	933	2,655	53	23	156	642	20	5,535
学 歴 (人)	大 学	2,017	929	2,046	4,507	267	137	180	193	11	10,287
	短 大	428	35	86	179	15		95	478	15	1,331
	高 校	838	691	116		9		1	12		1,667
	中 学	5									5
年 齢(歳)		42.6	40.3	43.3	43.9	43.4	42.1	39.4	38.3	39.5	42.6
経験年数(年)		21.3	19.5	20.8	21.5	20.8	18.8	17.3	17.2	17.7	20.7

(注) 1 「給料」には、給料の調整額・教職調整額・平成18年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

2 「給料」、「扶養手当」および「地域手当」は小数点以下第1位を四捨五入しているため、これらの合計が計と一致しない場合がある。

3 再任用職員は含まれていない。(以下、第4表までについて同じ。)

4 教育職(一)の適用機関は県立学校、教育職(二)の適用機関は市町立学校である。

(2) 扶養手当の支給状況

扶養手当の支給状況について調査した結果によると、第2表に掲げるとおり受給職員は5,941人で、全職員の44.7%を占めており、職員1人当たり平均扶養親族数は1.0人（受給職員平均では2.2人）となっている。また、職員1人当たりの平均手当月額は8,859円（受給職員平均では19,817円）となっている。

第2表 扶養手当の支給状況

区 分	人 員(人)	割 合(%)	平均扶養親族数(人)	平均手当月額(円)
扶養手当受給職員	5,941	44.7	1.0 〔受給職員 平均では 2.2〕	8,859 〔受給職員 平均では 19,817〕
扶養親族 1人	1,751	13.2		
2人	2,105	15.8		
3人	1,520	11.4		
4人	471	3.5		
5人	79	0.6		
6人以上	15	0.1		
扶養手当非受給職員	7,349	55.3		
計	13,290	100.0		

(3) 住居手当の支給状況

住居手当の支給状況について調査した結果によると、第3表に掲げるとおり受給職員は4,696人で全職員の35.3%を占めており、その内訳は、借家・借間居住者1,331人（28.3%）、自宅居住者3,365人（71.7%）となっている。

なお、借家・借間居住者の1人当たり平均手当月額は25,476円となっている。

第3表 住居手当の支給状況

区 分		該 当 職 員		平均手当月額(円)	
		人員(人)	割合(%)		
住居手当受給職員		4,696	100.0		
内 訳	借家 ・ 借間	手当額11,000円以下の受給者	3	0.1	25,476
		手当額11,000円を超え27,000円未満の受給者	485	10.3	
		手当額27,000円の受給者	843	18.0	
		小 計	1,331	28.3	
	自宅	手当額2,500円の受給者	3,365	71.7	

(4) 通勤手当の支給状況

通勤手当の支給状況について調査した結果によると、第4表に掲げるとおり受給職員は11,101人で全職員の83.5%を占めており、その内訳は交通機関等利用者721人(6.5%)、交通用具使用者10,090人(90.9%)、併用者290人(2.6%)となっている。

なお、交通機関等利用者についてみると、平均手当支給額は10,710円となっており、自己負担のある者(運賃所要額が55,000円を超える者)は1人となっている。

また、交通用具使用者のうち自動車使用者は9,876人(97.9%)を占めている。

第4表 通勤手当の支給状況

通勤方法	該 当 職 員			平均手当月額(円)
	区 分	人 員(人)	割 合(%)	
受給職員計		11,101	100.0	
交通機関等利用者		721	6.5	(100.0)
55,000円までの者		720	6.5	(99.9)
55,000円を超える者		1	0.0	(0.1)
交通用具使用者		10,090	90.9	(100.0)
自転車		198	1.8	(2.0)
原動機付自転車等		16	0.1	(0.2)
自動車		9,876	89.0	(97.9)
併用者		290	2.6	(100.0)
55,000円までの者		289	2.6	(99.7)
55,000円を超える者		1	0.0	(0.3)

(注) ()内の数値は、交通機関等利用者、交通用具使用者および併用者をそれぞれ100としたときの割合である。

2 民間の給与

本委員会は、職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出した 102 事業所を対象に、「平成 22 年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する者のうち事務・技術関係 22 職種の 3,450 人および研究員、医師等 56 職種の 287 人について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地かつ詳細に調査した。

また、給与改定の状況や各企業における雇用調整の実施状況等についても調査を行った。

(1) 本年の給与改定等の状況

給与改定の状況について調査した結果、第 5 表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は 13.0%（昨年 10.0%）、ベースアップを中止した事業所は 22.0%（同 18.5%）、ベースダウンを実施した事業所は 0.9%（同 2.1%）となっている。

また、第 6 表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期的に行われる昇給を実施した事業所の割合は 77.3%となっており、昨年（73.3%）に比べて増加している一方、定期昇給を停止した事業所は 9.1%と、昨年（12.6%）に比べて減少している。定期昇給を実施した事業所における昇給額は、昨年に比べて増額となっている事業所の割合が 20.6%（昨年 7.0%）、減額となっている事業所が 6.7%（同 18.8%）、変化のない事業所が 50.1%（同 47.5%）となっている。

第 5 表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係 員	13.0	22.0	0.9	64.1
課 長 級	13.7	19.2	1.3	65.9

第 6 表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給制 度あり	定期昇給実 施				定期昇給停 止	定期昇給制 度なし
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	86.5	77.3	20.6	6.7	50.1	9.1	13.5
課 長 級	83.0	71.2	24.7	1.8	44.8	11.7	17.0

(2) 民間における諸手当の支給状況

(家族手当)

民間における家族手当の支給状況について調査した結果は、第7表に示すとおりとなっている。

第7表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	18,773円
配偶者と子1人	25,121円
配偶者と子2人	30,094円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については13,000円、配偶者以外については、各1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

(住宅手当)

民間における住宅手当の支給状況について調査した結果は、第8表に示すとおりとなっている。

第8表 民間における住宅手当の支給状況

(単位：%)

支給の有無	事業所割合
支給	31.5
うち借家・借間居住者に支給	(100.0)
うち自宅居住者に支給	(72.6)
非支給	68.5

(注) 「うち借家・借間居住者に支給」および「うち自宅居住者に支給」の欄は、支給事業所に占める割合である。

(3) 雇用調整の実施状況

雇用調整の実施状況について調査した結果、第9表に示すとおり、平成22年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は39.0%（昨年62.3%）となっている。雇用調整の措置内容をみると、一時帰休・休業（22.1%）、採用の停止・抑制（21.9%）、部門の整理・部門間の配転（12.1%）、残業の規制（11.9%）の順になっている。

さらに、第10表に示すとおり、本年4月分の給与について、賃金カット等を実施した事業所は、一般の従業員（係員）について9.8%、管理職（課長級）について12.6%となっており、当該事業所における平均減額率は、一般の従業員について6.6%、管理職について9.6%となっている。

第9表 民間における雇用調整の実施状況

(単位：%)

項 目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	21.9
転籍出向	2.4
希望退職者の募集	2.1
正社員の解雇	2.1
部門の整理・部門間の配転	12.1
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	3.7
残業の規制	11.9
一時帰休・休業	22.1
ワークシェアリング	0.0
賃金のカット	9.6
計	39.0

(注) 1 平成22年1月以降の実施状況である。

2 項目については、複数回答である。

3 「一時帰休・休業」、「ワークシェアリング」、「賃金カット」のいずれかの措置を実施している企業の割合は、24.6%である。

第10表 民間における賃金カット等の実施状況

(単位：%)

役職段階 \ 項 目	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所における平均減額率
係 員	9.8	6.6
課 長 級	12.6	9.6

(注) 平成22年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業またはワークシェアリングのいずれかを実施した事業所の状況である。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

前記の「平成 22 年福井県職員給与実態調査」および「平成 22 年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあつては行政職、民間にあつては公務の行政職に類すると認められる職種の者について、役職段階、学歴、年齢等が同等と認められる者同士の 4 月分の給与額を比較（ラスパイレス比較）し、その較差を算定したところ、第 11 表に示すとおり、職員給与が民間給与を 746 円（0.20%）上回った。

第 11 表 職員と民間の給与較差

区 分	金 額 等
民間給与 (A)	376,266 円
職員給与 (B)	377,012 円
較 差 (A) - (B)	△746 円
$\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$	△0.20%

(2) 特別給

「平成 22 年職種別民間給与実態調査」の結果、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で事務・技術等従業員に支払われた賞与等の特別給は、第 12 表に示すとおり所定内給与月額額の 3.97 月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.15 月）を下回っている。

第 12 表 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
	平均給与月額	下半期 (A1) 上半期 (A2)	338,291 円 342,965 円
特別給の支給額	下半期 (B1) 上半期 (B2)	635,366 円 717,773 円	374,497 円 412,121 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1) 上半期 (B2/A2)	1.88 月分 2.09 月分	1.38 月分 1.52 月分
年 間 の 合 計		3.97 月分	2.90 月分

(注) 下半期とは平成 21 年 8 月から平成 22 年 1 月まで、上半期とは平成 22 年 2 月から同年 7 月までの期間をいう。

4 生 計 費 等

(1) 物価・生計費

今年4月の消費者物価指数(総務省)は、福井市においては昨年4月と比べ2.0ポイントの下落となっている。また、家計調査(総務省)によれば、福井市内の全世帯における昨年5月から今年4月までの消費支出の平均月額、前年比1.9%の減少となっている。

家計調査の結果を基礎として、世帯人員の調整を行うことにより算出した費目別平均支出金額に費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した福井市における2人世帯、3人世帯、4人世帯および5人世帯の標準生計費は、それぞれ170,940円、188,510円、206,080円、223,640円となった。また、別に算定した1人世帯の標準生計費は、110,380円となっている。

(参考資料第18表、第20表)

(2) 雇用情勢

労働力調査(総務省)によれば、今年4月の全国における完全失業率は、昨年4月の水準から0.1ポイント上回り、5.1%(季節調整値)となっている。本県においては昨年4月から6月の平均と比べ0.1ポイント上回り、4.0%(モデル推計値)となっている。

また、一般職業紹介状況(厚生労働省)によれば、本県における今年4月の有効求人倍率は、昨年4月と比べ0.12ポイント上昇し、0.69倍(季節調整値)となっている。

(参考資料第20表)

5 人事院の報告および勧告等

人事院は、本年8月10日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与等について報告するとともに、給与等の改定について勧告し、あわせて、公務員人事管理について報告を行った。

その概要は次のとおりである。

(1) 給与勧告の骨子

I 給与勧告の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 国家公務員の給与は、市場原理による決定が困難であることから、勧告に当たっては、労使交渉等によって経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約11,100民間事業所の約45万人の個人別給与を実地調査（完了率89.7%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査（ベア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映）し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 △757円 △0.19%〔行政職俸給表(一)…現行給与395,666円 平均年齢41.9歳〕

〔 俸給 △637円 俸給の特別調整額 △51円
はね返り分等(注) △69円 〕

(注) 地域手当など俸給の月額を算定基礎としている諸手当の額が減少することによる分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間支給月数を比較

○民間の支給割合 3.97月（公務の支給月数 4.15月）

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉 民間給与との較差（マイナス）を解消するため、月例給を引下げ。50歳台後半層の職員の給与水準是正のための措置及び俸給表の改定を併せて実施

(1) 55歳を超える職員（行政職俸給表(一)5級以下の職員及びこれに相当する級の職員を除く）について、俸給及び俸給の特別調整額の支給額を一定率で減額（△1.5%）

※ 医療職(一)（人材確保のため）、指定職（一官一給与のため）等についてはこの措置は行わない

(2) さらに、中高年齢層について俸給表を引下げ改定

① 行政職俸給表(一) (1)による解消分を除いた残りの公務と民間の給与差を解消するよう引下げ（平均改定率△0.1%）。その際、中高年齢層（40歳台以上）が受ける俸給月額に限定して引下げ

② 指定職俸給表 行政職俸給表(一)の公務と民間の給与較差率と同程度の引下げ（△0.2%）

③ その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を考慮した引下げ（ただし、医療職俸給表(一)等は除外）

※ 給与構造改革の俸給水準引下げに伴う経過措置額についても、本年の俸給表の改定率等を踏まえて引下げ

※ 専門スタッフ職俸給表の級の 신설については新たな職の整備に向けた政府の取組をみて別途勧告

(3) 委員、顧問、参与等の手当 指定職俸給表の改定状況等を踏まえ支給限度額を引下げ

(35,200円→35,100円)

〈期末・勤勉手当（ボーナス）〉 民間の支給割合に見合うよう引下げ4.15月分→3.95月分

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
22年度	期末手当	1.25月(支給済み)	1.35月(現行1.5月)
	勤勉手当	0.7月(支給済み)	0.65月(現行0.7月)
23年度 以降	期末手当	1.225月	1.375月
	勤勉手当	0.675月	0.675月

【実施時期等】 公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）

本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消するため、4月の給与に調整率（△0.28%）（注）を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された特別給の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で減額調整（引下げ改定が行われる俸給月額又は経過措置額を受ける職員を対象）

（注）引下げ改定が行われる俸給月額又は経過措置額を受ける職員によって行政職俸給表（一）適用職員全体の民間給与との較差の総額を負担することとして求められる率

＜超過勤務手当＞ 民間企業の実態を踏まえ、月60時間の超過勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含めることとし、平成23年度から実施

Ⅲ 給与構造改革

- ・ 給与構造改革として当初予定していた施策の導入・実施が本年度で終了。地域間給与配分の見直し、勤務実績の給与への反映等について、今後も必要な見直し
- ・ 平成23年4月にかけて経過措置が解消されることに伴って生ずる制度改正原資を用いて、同年4月に若年・中堅層（43歳未満の職員）にこれまで抑制してきた昇給を1号俸回復
- ・ 地域別の民間給与との較差と全国の較差との率の差は約2.0ポイントで、昨年よりも0.6ポイント程度、改革前の約4.8ポイントと比べると2.8ポイント程度減少。地域間給与配分の見直しについては、今後の経過措置額の状況や地域手当の異動保障の支給状況、各地域の民間賃金の動向等を踏まえつつ、複数年の傾向をみていく必要を念頭に、最終的な検証
- ・ 定年延長の検討の中で、50歳台の給与の在り方について必要な見直しを検討

Ⅳ 高齢期の雇用問題～65歳定年制の実現に向けて～

1 公務における高齢期雇用の基本的な方向

本格的な高齢社会を迎える中、国家公務員制度改革基本法の趣旨を踏まえ、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から、定年を段階的に65歳まで延長することが適当

- ・ 民間企業には、法律上65歳までの雇用確保措置を義務付け。60歳定年到達者の多くが継続雇用され、非管理職層を中心に定年前と同様の職務に従事している実態
- ・ 60歳前半の職員についても職務給を基本とするが、定年延長を行う上では、職員の職務と責任を考慮しつつ、民間企業の雇用・所得の実情を踏まえ、60歳前と同じ仕事を行っている場合もその給与水準を相当程度引き下げて制度設計。あわせて、役職定年等の人材活用方策に取り組みとともに、短時間勤務等多様な働き方の選択を可能に
- ・ 総定員を増加させずポスト構成を維持すれば65歳定年制でも給与等の増加は抑制
- ・ 段階的な定年延長を行う中で、採用から退職に至る公務員人事管理全体の見直しが不可欠。また、早期退職を支援する措置、定員上の経過的な取扱い等について、政府全体として検討する必要

2 定年延長に向けた制度見直しの骨格

(1) 定年延長と60歳台の多様な働き方

- ・ 平成25年度から3年に1歳ずつ段階的に定年を引上げ
- ・ 高齢期の働き方に関する職員の意向を聴取する仕組みを導入
- ・ 一定範囲の管理職を対象とした役職定年制の導入
- ・ 定年前の短時間勤務制や人事交流の機会の拡充

(2) 定年延長に伴う給与制度の見直し

60歳前半の民間給与が、継続雇用制度を中心とした雇用形態の下で60歳前に比べて3割程度低くなっている実情等を踏まえ、職務と責任に応じた給与を基本としつつ、60歳前半の給与水準を相当程度引下げ。50歳台の給与の在り方についても必要な見直しを検討

(3) その他関連する措置

加齢に伴い就労が厳しくなる職種の取扱い、特例的な定年の取扱い等を検討

以上の骨格に基づき、関係各方面と幅広く意見交換を重ねながら更に検討を進め、本年中を目途に成案を得て具体的な立法措置のための意見の申出

(2) 公務員人事管理に関する報告の骨子

I 公務員の労働基本権問題の議論に向けて

労働基本権制約の見直しは、その目的を明確にし、便益・費用等を含め全体像を提示し、広く議論を尽くして、国民の理解の下に成案を固め、実施することが必要

1 公務における労働基本権問題の基本的枠組みと特徴

公務における労働基本権問題の検討は、公務特有の基本的枠組み(内閣と国家公務員は双方が国民に対し行政執行の責務を負うとともに、労使関係に立つという二つの側面を有する)と特徴(市場の抑制力が欠如している等民間と大きく相違)を十分踏まえて行う必要

2 自律的労使関係制度の在り方～基本権制約の程度等に応じたパターン

パターン1 協約締結権及び争議権を付与。予算等の制約は存在

パターン2 協約締結権を付与し争議権は認めない。この場合は代償措置(仲裁制度)が必要

パターン3 協約締結権及び争議権は認めずその代償措置として第三者機関の勧告制度を設けるとともに、勤務条件決定の各過程における職員団体の参加の仕組みを新たに制度化

パターン4 職位、職務内容、職種等に応じてパターン1～3を適用

3 自律的労使関係制度の在り方を議論する際の論点

- ・ 国会の関与(法律・予算)と当事者能力の確保・付与する職員の範囲
- ・ 労使交渉事項と協約事項の範囲・給与水準の決定原則や考慮要素
- ・ 交渉当局の体制整備・職員団体の代表性の確保

4 検討の進め方

基本的な議論を深めて見直しの基本的方向を定め、制度設計に向けて各論点を十分に詰めた上で、便益・費用を含む全体像を国民に示し理解を得て、広く議論を尽くして結論を得る必要

II 基本法に定める課題についての取組

1 採用試験の基本的な見直し

- ・ 優秀かつ多様な人材を確保するため、積極的な人材確保活動と併せ、専門職大学院の設置状況等を踏まえた採用試験の基本的な見直しが喫緊の課題
 - ・ 意見公募手続(本年6月)を経て、新たな試験制度の全体像を提示
現行のⅠ種・Ⅱ種・Ⅲ種試験を廃止し、試験体系を再編
- | | |
|----------------------|----------|
| *総合職試験：院卒者試験、大卒程度試験 | *専門職試験 |
| *一般職試験：大卒程度試験、高卒者試験等 | *経験者採用試験 |
- ・ 今後、各方面と調整を行いつつ、平成24年度の新試験実施に向け、周知徹底、所要の準備

2 時代の要請に応じた公務員の育成

- ・ 各役職段階で必要な研修の体系化と研修内容の充実
- ・ 若手職員を養成する新たな研修の実施や長期在外研究員制度において博士号を取得させるための方策を検討

3 官民人事交流等の推進

- ・ 退職管理方針を踏まえ、公務の公正を確保しつつ、審議官級の交流基準改正を近日中に予定
- ・ 公益法人等への職員派遣は、意義や妥当性の整理、法人選定等の内閣での対応を踏まえ検討

4 女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針の見直し等

各方面の意見聴取等を行いつつ、本年末までに指針を見直すなど、実効性のある取組を強化

III その他の課題についての取組

1 非常勤職員制度の改善

(1) 日々雇用の非常勤職員の任用・勤務形態の見直し

日々雇用の仕組みを廃止し、会計年度内の期間、臨時的に置かれる官職に就けるために任用される期間業務職員制度を設け、本年10月から実施

(2) 非常勤職員の育児休業等

育児休業等を行うことができるよう育児休業法改正の意見の申出を行うほか、介護休暇制度の導入についても措置

2 超過勤務の縮減

府省ごとに在庁状況の把握及び必要な指導などの具体的な取組を政府全体として推進。各大臣のリーダーシップの下、政務三役等が自ら率先して超過勤務縮減に取り組むことが重要

3 適切な健康管理及び円滑な職場復帰の促進

- ・ 心の健康の問題による長期病休者について職場復帰前に試験的に出勤する仕組みを提示
- ・ 1回の病気休暇の上限期間の設定など病気休暇制度の見直し

6 む す び

職員の給与等を決定する諸条件は以上報告したとおりであり、これらを総合的に判断した結果、本委員会は職員の給与等について、次のとおり所要の措置を講じる必要があると認める。

(1) 公民の給与較差等に基づく給与の改定

前述のとおり、本年4月時点で、職員の月例給与が民間給与を746円(0.20%)上回っていることが判明した。これは、給与構造改革等に伴い職員の平均給与額は減少しているものの、民間企業では、本年も厳しい経営環境の下で、一時帰休や賃金カットが実施されていたことなどによるものと考えられる。

また、公民の給与水準を年齢別にみると、ここ数年の傾向として、30歳台までは民間の給与水準が公務をおおむね上回っているのに対し、50歳台では公務が民間を上回っている。特に50歳台後半層の平均給与額を比較すると、公務では50歳台前半層より高くなっているが、民間では逆に50歳台前半層より低くなっている。

公民給与の精確な比較により適正な公務員給与水準を維持・確保することを目的とした給与勧告制度は、情勢適応の原則に則った給与の決定方法として定着し、職員の労働基本権制約の代償措置として、労使関係の安定や効率的な行政運営に寄与してきていると考えている。

本委員会としては、本年の公民較差の状況や国家公務員給与についての人事院勧告の内容などの諸情勢を総合的に勘案した結果、月例給与の引下げ改定を行うことが適切であると判断した。

また、特別給については、職種別民間給与実態調査の結果や人事院勧告の内容等を勘案した結果、0.20月引き下げることが適切であると判断した。

ア 改定すべき事項

(ア) 50歳台後半層の職員の給与の抑制措置

50歳台の公民の給与差の状況については、公務員給与のあり方としては適当でないことから、当面の措置として、本年の民間給与との較差を解消する措置を通じて、特に給与差の大きい50歳台後半層の給与水準の是正を図る必要がある。

具体的には、55歳を超える職員(行政職給料表6級およびこれに相当する職務の級以上の職員(管理職に限る。))を対象とし、医療職給料表(一)適用職員、再任用職員、任期付研究員および特定任期付職員を除く。)に対する給料月額を支給に当たっては、当分の間、その者が55歳に達した年度の翌年度から、当該職員の給料月額に本年の公民較差を考慮して定めた100分の0.9を乗じて得た額に相当する額を当該給料月額から減ずることとする。ただし、これによると支給する給料月額が当該職員の属する職務の級の最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該最低の号給の給料月額まで減ずることとする。この措置の適用を受ける職員に支給する地域手当、期末手当、勤勉手当、退職者の給与等について、給料月額の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。また、管理職手当についても、同様とする。

(イ) 給料表

給料表については、人事院勧告における国家公務員俸給表の改定状況および本県の実情を考慮の上、中高年齢層の引下げ改定を行う必要がある。

ただし、医療職給料表(一)については、県立病院等に勤務する医師を確保する観点から、任期付研究員給料表(若手育成型)については、若手研究者を対象とした給料表であることから、それぞれ引下げ改定を行わないこととする。

(ウ) 経過措置額の取扱い

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年福井県条例第5号)附則第7項から第9項までの規定による給料(経過措置額)の算定基礎となる額についても、医療職給料表(一)適用職員および任期付研究員(若手育成型)を除き、引き下げることとし、その引下げ後の額は、当該算定基礎となる額に、昨年の経過措置額の引下げ率100分の99.73および本年の行政職給料表の最大号給別改定率 $\Delta 0.17\%$ を考慮して定めた率100分の99.83を乗じて得た額とする。

さらに、(ア)の措置の対象職員にあっては、これにより算定される経過措置額から、当該経過措置額に(ア)の措置の割合100分の0.9を乗じて得た額に相当する額を減じた額をその者の経過措置額とする。

(エ) 諸手当等

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給状況や人事院勧告における改定状況を考慮し、支給割合を引き下げる必要がある。

超過勤務手当については、本年4月1日から、労働基準法の取扱いを踏まえ、月60時間を超える超過勤務(日曜日またはこれに相当する日(以下「日曜日等」。))の勤務を除く。)に係る超過勤務手当の支給割合を引き上げたところである。日曜日等の勤務時間を月60時間の超過勤務時間の積算の基礎に含めることについては、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を引き上げた企業のうち、法定休日の労働時間を月60時間の積算の基礎に含めるとしている事業所の従業員の割合が56.0%であるとともに、人事院報告においても実施すると言及していることから、本県においても日曜日等の勤務時間を含めることとし、平成23年度から実施することとする。

イ 改定の実施時期等

本年の民間給与との較差に基づく給与改定は、職員の給与水準を引き下げる内容の改定であるため、公民給与を均衡させるための所要の調整措置を講じた上、遡及することなく実施することとする。なお、減額改定に伴う日割計算等の事務の複雑化を避けるため、この改定は、この改定を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施することとする。ただし、超過勤務手当における月60時間の超過勤務時間の基礎に日曜日等の勤務時間を含める措置については、平成23年4月1日から実施する。

なお、給与の減額改定に伴う年間調整については、本年12月期の期末手当の額において、引下げ改定が行われる給料月額または経過措置額を受ける職員によって公民較差の総額を負担することとして制度的に調整するよう所要の措置を講じることが適当である。具体的には、引下げ改定が行われる給料月額または経過措置額を受ける職員について、本年4月に受けた民間給与との比較の基礎となる給与種目の給与額の合計額に調整率 $\Delta 0.27\%$ を乗じて得た額に、本年4月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、本年6月に支給された特別給に当該調整率を乗じて得た額を合算した額を基にして調整することとする。

(2) 給与構造の改革

平成17年に、人事院は、国家公務員の給与制度について抜本的な改革を勧告し、平成18年度から平成22年度までの5年間で段階的に実施してきており、本年度をもって、当初予定していた施策の導入・実施がすべて終了することとなった。今後、地域間給与配分の見直しにつ

いて、複数年の傾向をみながら最終的な検証を行うとともに、高齢層の給与の見直しについては定年延長の中で検討することが本年報告されている。

本委員会においても人事院勧告に準じた給与構造改革を勧告し、平成 18 年 4 月から段階的に実施されてきた。今回の給与構造改革では、給料表水準の引下げを行う一方で、個々の職員の給料引下げを経過措置を設けて段階的に行うことにしたため、必要な制度改正原資を確保することを目的として平成 18 年度から平成 21 年度までの 4 年間にわたり全職員の昇給を毎年 1 号給抑制してきている。本年度をもって当初予定していた施策の導入・実施は終了することから、平成 23 年 4 月にかけて経過措置が段階的に解消されることに伴って生ずる制度改正原資については、民間よりも給与水準が下回っている傾向のみられる若年・中堅層を中心に、これまで抑制されてきた昇給の回復に充てることが適切である。

なお、来年度以降においては、本県の給与制度が引き続き社会情勢に適応したものとなるよう、民間の賃金制度や賃金水準の動向、国家公務員との処遇上の均衡、他の都道府県の動向等に十分留意していく必要がある。

実施すべき事項等

平成 23 年 4 月 1 日において、43 歳に満たない職員のうち、平成 22 年 1 月 1 日に昇給抑制を受けた者（復職時調整等において昇給抑制を受けた者を含む。）の号給を平成 23 年 4 月 1 日に 1 号給上位に調整する必要がある。

また、勤務実績の給与への反映の推進について、国においては、昨年 4 月の新たな人事評価制度の導入に併せて、人事評価の結果を昇給における昇給区分の決定等に活用するための基準を整備した。本県でも、これまでに導入されてきた人事評価制度が、公正性や透明性を確保されるとともに、職員の理解と納得を得ながら、勤務実績の給与への適正な反映に努めていく必要がある。

(3) 教員給与制度等

教員給与制度のあり方については、文部科学省等において見直しが行われているところである。平成 19 年 6 月には、主幹教諭等の新職設置を盛り込んだ改正学校教育法が成立しており、また、現在、義務教育等教員特別手当の縮減等が進められている。

こうした中、本県においても、他の都道府県の取組、教育現場の実情等を踏まえ、引き続き適切に対応していくことが必要である。

(4) 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮は、職員の心身両面の健康保持、職業生活と家庭生活の両立、さらには公務能率の向上という観点から重要な課題となっている。また、本年 4 月には、長時間労働の抑制を目的とした改正労働基準法が施行され、社会全体においても、長時間労働のさらなる縮減が求められている。

本県においては、超過勤務の縮減に向けて、全庁一斉消灯退庁日（ライトダウンデー）の実施、ノー残業デーやグループ単位でのノー残業ウィークの設定、早出遅出勤務制度による勤務時間の弾力化など、任命権者による積極的な取組が行われているが、依然として長時間に及ぶ超過勤務が行われている実態が見受けられる。

総実勤務時間を短縮するためには、任命権者においては、引き続き、業務のスリム化・効率化により、超過勤務の縮減や適正な人員配置に取り組むとともに、職場管理者にあつては、職員の業務の進捗状況等を的確に把握し、所属内での協働作業等により業務の平準化を図り、超過勤務の事前命令および実績管理を徹底するなど、職員の勤務管理を適切に行うことが必要である。また、職員自身においてもタイムマネジメント意識・コスト意識を持って、日ごろから

業務に取り組む必要がある。

特に、学校現場においては、校長が教職員の長時間勤務の実態を把握することはもとより、学校の運営状況に応じた勤務時間の割振りを適正に行い、日々の教育活動に専念するための時間を拡充できるよう創意工夫を行うとともに、教育委員会が学校単位の取組を適切に支援していくことが必要である。

また、年次休暇の取得日数は、近年、各任命権者において、休暇の計画的取得や連続取得のための様々な取組がなされているが、依然として全国に比べて低い水準にある。引き続き、休暇を取得しやすい環境づくりに積極的に取り組む必要がある。

(5) 能力・実績に基づく人事管理の推進

国においては、平成19年7月の国家公務員法改正により、能力・実績に基づく人事管理の基礎となるものとして新たな人事評価制度が導入され、昨年4月から施行されている。

今後は、人事評価制度にかかる地方公務員法の改正動向を注視するとともに、本年4月に本格導入した本県の人事評価制度を適切に運用し、能力・実績に基づいた人事管理を推進していく必要がある。

(6) 職業生活と家庭生活の両立支援

少子高齢化の急速な進行に伴い、男女が共に家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図ることができるような勤務環境を整備することは、職員の福祉を増進し、公務能力を向上させることにもつながるものであり、ますます重要となっている。

次世代育成支援対策推進法に基づき任命権者において策定された特定事業主行動計画については、本年度から第2期計画が実施されている。計画内容については、工夫を凝らした意欲的なものと認められるため、計画に掲げられた数値目標を達成できるよう着実に努力されるとともに、今後ともより一層の両立支援の取組を推進していくことを要望する。

(7) 職員の健康管理

職員の心身両面における健康づくりは、職員やその家族にとって重要であるばかりでなく、職員が高い意欲を持って能力を十分に発揮し、県民に対して質の高い行政サービスを効率的かつ的確に提供するという観点からも重要である。

特に、メンタルヘルスについては、予防や早期発見・早期対応に取り組むことが極めて重要である。職員自らが自分の心の健康状態を把握し早期に対処するセルフケアに努めることが不可欠であり、職場管理者にあっては日ごろから職員とコミュニケーションを図り日常的な行動や健康状態の適切な把握、職員からの相談への適切な対応、職員の健康状態に配慮した業務分担の変更、長時間に及ぶ超過勤務を行った職員に対する医師の面接指導の徹底等に努める必要がある。

また、任命権者において、メンタルヘルスに関する研修の実施や相談体制の充実など予防や早期対応のための様々な取組が進められているが、これらの取組と併せて、円滑な職場復帰および再発防止の観点から、療養中の職員に対する職場復帰支援について、積極的に取り組んでいくことが望まれる。

なお、国においては、病気休暇制度の見直しについて本年人事院が報告を行っており、本県においても、その検討状況および他の都道府県の動向を注視していく必要がある。

(8) 公務員倫理の確保

全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する職員には、公務員倫理の確保が強く求めら

れる。

職員一人ひとりが、法令遵守を徹底し、高い倫理観の保持に努めるとともに、公務の執行者たる責務を常に意識し、県民の信頼と期待に応えるという強い使命感を持って、全力で職務に精励することが必要である。

また、各任命権者においても、職員研修等のあらゆる機会を通じ、引き続き職員の倫理意識の高揚に努め、法令の遵守および厳正な服務規律の確保を図るとともに、職場管理者においては、職員一人ひとりの勤務状況や生活態度を常に把握し、職場全体の倫理観向上に努めることが必要である。

(9) 公務員の高齢期の雇用について

本年の人事院報告では、本格的な高齢社会を迎える中、国家公務員制度改革基本法の趣旨を踏まえ、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から定年年齢を段階的に引き上げ、平成37年度には65歳とすることが適当であるとした。また、定年延長に向けた制度見直しの骨格として、役職定年制や短時間勤務制の導入等の多様な働き方の選択、給与制度の見直し、加齢に伴い就労が厳しい職務に従事する職員の取扱い等が示されたところである。これらの骨格に基づき、本年中には、具体的な立法措置のための意見の申出を行うとしている。

地方公務員の定年は、地方公務員法において、国の職員につき定めている定年を基準とし条例で定めることとされていることから、本県においては関係法令や諸制度の改正および他の都道府県の動向を注視し、適切に対応していく必要がある。

(10) 公務員の労働基本権問題

現在、国家公務員の非現業公務員（警察職員等を除く。）の労働基本権については、団結権および団体交渉権は認められているが、協約締結権および争議権は認められていない。

国家公務員制度改革基本法では、協約締結権を付与する職員の範囲を拡大し、自律的労使関係制度を措置するものとしており、国において、国家公務員の労働基本権のあり方についての検討が進められているところである。

地方公務員の労働基本権のあり方についても、国家公務員の労使関係制度との整合性をもって検討するとされていることから、本県においてもその動向を注視し、適切に対応していく必要がある。

(11) 多様な人材の確保

社会経済情勢が大きく変化し、複雑・高度化する行政課題に迅速かつ適正に対応するためには、行政サービスの基盤を支える優秀かつ多様な人材の確保が求められる。本県では、これまでも、採用試験制度の見直しや、任期付研究員制度および任期付職員制度の導入などにより人材確保に努めてきたが、法科大学院や公共政策大学院などの設置やその後の定着状況、理系大学院修了者の就業状況等を踏まえつつ、引き続き、優秀かつ多様な人材確保を行う必要がある。

また、職員の資質・能力を伸ばすため、学習的職場づくり、多彩な職員研修、総合的育成方策等が計画的に推進されているところであるが、時代の要請に応じた質の高い行政サービスを提供するためには、長期的視点に立った職員の育成が重要であることから、今後も、計画的な人事ローテーションや人事評価システムを活用した人材育成・研修制度の充実などに取り組む必要がある。

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号）、福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例（平成14年福井県条例第4号）、福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成15年福井県条例第1号）、福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年福井県条例第5号）および福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年福井県条例第38号）を改正することを勧告する。

1 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表（医療職給料表（一）を除く。）を別記第1のとおり改定すること。

(2) 55歳を超える職員の給料月額の減額支給等について

- ア 当分の間、55歳を超える職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以下であるもの、医療職給料表（一）の適用を受ける職員、再任用職員、第1号任期付研究員、第2号任期付研究員、特定任期付職員および人事委員会規則で定める職員を除く。）に対する給料月額の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員の給料月額から、当該給料月額に100分の0.9を乗じて得た額に相当する額（その額を当該給料月額から減じた額が当該職員の属する職務の級の最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該給料月額を当該職員の給料月額から減じた額）を減ずること。
- イ アの適用を受ける職員に対する地域手当の支給に当たっては、その者の地域手当の月額から、アにより減ずる額に相当する額に地域手当の支給割合を乗じて得た額を減ずること。
- ウ アの適用を受ける職員に係る勤務1時間当たりの給与額の算出ならびに当該職員に対する期末手当、勤勉手当および退職者の給与の支給に当たっては、アおよびイに準ずること。

給料表	職務の級
行政職給料表	5 級
警察職給料表	6 級
教育職給料表(一)	3 級
教育職給料表(二)	3 級

研究職給料表	3 級
医療職給料表(二)	5 級
医療職給料表(三)	5 級
福祉職給料表	4 級

(3) 平成23年4月1日における号給の調整について

平成23年4月1日において43歳に満たない職員（職務の級における最高の号給を受ける職員、第1号任期付研究員、第2号任期付研究員および特定任期付職員を除く。）のうち、平成22年1月1日に昇給した職員その他これに準ずる職員として人事委員会規則で定めるものの平成23年4月1日における号給を1号給上位の号給とすること。

(4) 期末手当および勤勉手当

ア 平成22年12月期以降の支給割合

(ア) 特定幹部職員以外の職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.35月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.65月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.8月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.3月分とすること。

(イ) 特定幹部職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.15月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.85月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.7月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.4月分とすること。

イ 平成23年6月期以降の支給割合

(ア) 特定幹部職員以外の職員

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分および1.375月分とし、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.675月分とすること。再任用職員については、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.325月分とすること。

(イ) 特定幹部職員

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分および1.175月分とし、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.875月分とすること。再任用職員については、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.425月分とすること。

2 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の第1号任期付研究員に適用される給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 平成22年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.5月分とすること。

イ 平成23年6月期以降の支給割合

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.4月分および1.55月分とすること。

3 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成22年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.5月分とすること。

イ 平成23年6月期以降の支給割合

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.4月分および1.55月分とすること。

4 福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年福井県条例第5号）の改正

平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の給料月額が、同日において受けていた給料月額（この改定の実施の日において次に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（1の（2）の適用を受ける職員にあつては、当該額から、当該額に1の（2）の（ア）に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額）を給料として支給すること。

(1) 平成21年12月1日において現行の福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年福井県条例第5号。6の（2）の（ア）において「平成18年改正条例」という。）附則第7項に掲げる職員であつた者（（2）において「平成21年度減額改定対象職員」という。） 100分の99.56

(2) 平成21年度減額改定対象職員以外の職員（医療職給料表（一）および第2号任期付研究員を除く。） 100分の99.83

5 福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の改正

1の（2）の（ア）の適用を受ける職員に対するへき地学校等に勤務する職員の手当（これに準ずる手当を含む。）（6の（2）の（ア）において「へき地手当等」という。）の支給に当たっては、その者のへき地手当等の月額から、1の（2）の（ア）により減ずる額に相当する額にへき地手当等の支給割合を乗じて得た額を減ずること。

6 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布

の日は月の初日であるときは、その日から実施すること。ただし、1の(3)および(4)のイ、2の(2)のイならびに3の(2)のイについては、平成23年4月1日から実施すること。

(2) 平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置

ア 平成22年12月に支給する期末手当の額は、当該期末手当の1の(4)のア、2の(2)のアまたは3の(2)のアによる改定後の額（以下「基準額」という。）から、(ア)および(イ)に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とすること。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しないこととすること。

(ア) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの期間において職員以外の者または職員であって適用される給料表ならびにその職務の級および号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄および号給欄に掲げるものであるもの（当該期間に1の(2)を適用したとするならば給料月額額の減額を受けることとなる職員および平成18年改正条例附則第7項の規定による給料を支給される職員を除く。）、医療職給料表(一)の適用を受ける職員もしくは第2号任期付研究員からこれらの職員以外の職員（以下「調整対象職員」という。）となった者（同年4月1日に調整対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。））にあつては、その調整対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日）において調整対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当等および教職調整額の月額額の合計額に100分の0.27を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、調整対象職員以外の職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(イ) 平成22年6月1日において調整対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）に同月に支給された期末手当および勤勉手当の合計額に100分の0.27を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から24号給まで
	7級	1号給から12号給まで
警察職給料表	1級	1号給から92号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から72号給まで

	4級	1号給から56号給まで
	5級	1号給から32号給まで
	6級	1号給から24号給まで
	7級	1号給から16号給まで
	8級	1号給から4号給まで
教育職給料表（一）	1級	1号給から92号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から24号給まで
教育職給料表（二）	1級	1号給から92号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から40号給まで
研究職給料表	1級	1号給から96号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から40号給まで
	4級	1号給から24号給まで
医療職給料表（二）	1級	1号給から85号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から56号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から28号給まで
	6級	1号給から12号給まで
医療職給料表（三）	1級	1号給から96号給まで
	2級	1号給から80号給まで
	3級	1号給から56号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から28号給まで
	6級	1号給から8号給まで
福祉職給料表	1級	1号給から92号給まで
	2級	1号給から68号給まで
	3級	1号給から44号給まで
	4級	1号給から36号給まで
	5級	1号給から16号給まで
	6級	1号給から4号給まで

イ 平成22年4月1日から同年12月1日までの間において給料表の適用を受けない県職員等であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものについては、アの額の算定に関し所要の措置を講ずること。

(3) その他所要の措置

(2) に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別記第1

行政職給料表

職員の区分	号	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級		9級	
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	301,700	345,500	413,000	466,700									
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	304,100	348,100	415,500	469,800									
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	306,500	350,700	418,000	472,900									
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	308,900	353,300	420,500	476,000									
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	311,200	355,900	422,800	479,000									
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	313,600	358,500	425,200	482,100									
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	316,000	361,000	427,600	485,200									
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	318,400	363,600	430,000	488,300									
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	320,600	366,200	432,300	491,300									
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	322,900	368,800	434,600	494,400									
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	325,200	371,400	436,900	497,500									
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	327,500	374,000	439,100	500,600									
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	329,800	376,300	441,300	503,600									
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	331,900	378,800	443,300	506,000									
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	334,100	381,300	445,300	508,400									
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	336,300	383,800	447,300	510,800									
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	338,600	386,400	449,300	513,300									
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	340,800	389,100	451,100	514,800									
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	343,000	391,800	452,900	516,300									
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	345,200	394,500	454,700	517,800									
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	347,200	397,100	456,500	519,000									
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	349,300	399,400	458,000	520,500									
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	351,400	401,700	459,500	522,000									
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	353,500	404,100	461,000	523,500									
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	355,500	406,400	462,500	524,800									
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	357,500	408,500	463,900	526,000									
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	359,500	410,600	465,300	527,200									
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	361,400	412,700	466,600	528,400									
再任用職員以外の職員	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	363,500	414,800	467,800	529,600									
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	365,400	416,800	468,600	530,500									
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	367,400	418,800	469,400	531,400									
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	369,400	420,800	470,200	532,300									
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	371,500	422,900	471,000	533,100									
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	373,500	424,500	471,800	534,000									
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	375,500	426,100	472,600	534,900									
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	377,500	427,700	473,400	535,800									
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	379,500	429,400	474,200	536,700									
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	381,400	430,700	475,000	537,600									
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	383,300	432,000	475,800	538,500									
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	385,100	433,300	476,600	539,400									
	41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	386,900	434,600	477,400	540,300									
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	388,600	435,900	478,100										
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	390,300	437,200	478,900										
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	392,000	438,400	479,700										
	45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	393,700	439,700	480,500										
	46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	394,900	440,600											
	47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	396,100	441,500											
	48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	397,300	442,400											
	49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	398,400	443,200											
	50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	399,600	444,000											
	51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	400,800	444,800											
	52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	402,000	445,600											
	53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	403,000	446,400											
	54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	403,700	447,200											
	55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	404,400	448,000											
	56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	405,100	448,800											
	57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	405,900	449,400											
	58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	406,600	450,200											
	59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	407,300	451,000											
	60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	408,000	451,800											
	61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	408,800	452,400											
	62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	409,500	453,200											
	63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	410,200	454,000											
	64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	410,900	454,800											

65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	411,600	455,400												
66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	412,300	456,200												
67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	413,000	457,000												
68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	413,700	457,800												
69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	414,300	458,400												
70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	415,000													
71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	415,700													
72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	416,400													
73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	416,900													
74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	417,500													
75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	418,200													
76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	418,900													
77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	419,400													
78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000	420,100													
79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700	420,800													

警察職給料表

職員の 区分	職級の 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円								
	1	158,100	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	300,600	328,900	358,100	393,800	435,500
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	302,900	331,100	360,300	395,800	437,400
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,200	333,400	362,500	397,800	439,200
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	307,500	335,700	364,700	399,700	441,100
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	309,600	337,800	366,800	401,600	442,800
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	311,900	340,100	369,000	403,600	444,600
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,200	342,400	371,200	405,700	446,400
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	316,500	344,700	373,400	407,800	448,200
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	318,600	346,800	375,600	409,700	449,800
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	320,900	349,000	377,800	411,800	451,600
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,200	351,200	380,000	413,900	453,400
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	325,500	353,400	382,200	416,000	455,200
	17	187,500	207,300	231,000	268,100	327,600	355,700	384,100	418,100	456,800
	18	189,900	209,200	232,800	270,000	329,900	357,800	386,100	420,000	458,600
	19	192,300	211,100	234,600	271,800	332,100	359,900	388,200	421,900	460,400
	20	194,700	213,000	236,400	273,600	334,400	362,000	390,200	423,800	462,200
	21	197,200	214,700	238,200	275,200	336,500	364,200	392,100	425,600	463,800
	22	199,000	216,500	239,700	277,100	338,600	366,200	394,200	427,300	465,600
	23	200,800	218,300	241,200	279,000	340,700	368,300	396,300	429,000	467,300
	24	202,600	220,100	242,700	280,900	342,800	370,400	398,400	430,700	469,100
	25	204,500	221,800	244,200	282,600	345,000	372,400	400,200	432,300	470,700
	26	206,300	223,500	245,800	284,800	347,100	374,500	402,300	433,900	472,200
	27	208,100	225,200	247,400	287,000	349,200	376,600	404,400	435,500	473,700
	28	209,900	226,900	249,000	289,200	351,300	378,700	406,500	437,100	475,200
	29	211,800	228,500	250,400	291,500	353,500	380,800	408,400	438,400	476,600
	30	213,600	230,300	251,800	293,500	355,600	382,900	410,300	440,100	477,400
	31	215,400	232,100	253,300	295,500	357,700	385,000	412,200	441,800	478,100
	32	217,200	233,900	254,800	297,500	359,800	387,100	414,100	443,500	478,900
再任用 職員 以外の 職員	33	218,900	235,500	256,000	299,400	361,600	389,000	416,100	445,000	479,500
	34	220,600	237,100	257,500	301,300	363,700	391,100	417,700	446,700	480,300
	35	222,300	238,700	258,900	303,200	365,700	393,200	419,400	448,400	481,100
	36	224,000	240,300	260,400	305,100	367,800	395,200	421,100	450,100	481,900
	37	225,600	241,800	261,700	307,100	369,800	397,100	422,700	451,600	482,500
	38	227,400	243,300	263,200	309,000	371,900	398,700	424,200	452,400	483,300
	39	229,200	244,800	264,700	310,900	374,000	400,300	425,700	453,200	484,100
	40	231,000	246,300	266,100	312,800	376,100	401,900	427,200	454,000	484,900
	41	232,600	247,800	267,500	314,700	378,100	403,400	428,800	454,600	485,500
	42	234,100	249,200	269,200	316,600	380,200	404,600	430,100	455,300	486,300
	43	235,600	250,700	270,900	318,500	382,300	405,800	431,400	456,000	487,100
	44	237,100	252,200	272,500	320,400	384,400	407,000	432,700	456,700	487,900
	45	238,600	253,400	274,000	322,300	386,300	408,300	434,000	457,500	488,500
	46	239,900	254,900	275,700	324,200	388,100	409,500	434,800	458,200	
	47	241,200	256,300	277,400	326,100	389,900	410,700	435,600	458,900	
	48	242,500	257,800	279,100	328,000	391,700	411,900	436,400	459,600	
	49	243,600	259,100	280,900	329,800	393,500	413,200	437,100	460,300	
	50	245,000	260,600	282,600	331,400	394,700	414,000	437,900	461,000	
	51	246,500	262,100	284,300	333,100	395,900	414,800	438,700	461,700	
	52	248,000	263,600	286,000	334,800	397,000	415,600	439,500	462,400	
	53	249,200	264,900	287,700	336,500	398,300	416,300	440,100	463,100	
	54	250,700	266,500	289,500	338,300	399,500	417,000	440,800	463,800	
	55	252,100	268,200	291,300	340,100	400,700	417,700	441,500	464,500	
	56	253,600	269,800	293,100	341,900	401,900	418,300	442,200	465,200	
	57	254,900	271,200	294,700	343,300	403,200	419,100	442,900	465,900	
	58	256,200	272,900	296,500	345,000	404,000	419,600	443,600	466,500	
	59	257,500	274,600	298,300	346,700	404,800	420,200	444,300	467,200	
	60	258,800	276,300	300,100	348,400	405,600	420,800	445,000	467,900	
	61	260,100	277,900	301,700	350,100	406,300	421,400	445,700	468,600	
	62	261,500	279,500	303,500	351,800	407,000	422,000	446,300		
	63	262,900	281,100	305,300	353,500	407,700	422,600	446,900		
	64	264,300	282,700	307,100	355,200	408,400	423,200	447,500		
	65	265,700	284,300	308,700	356,900	408,900	423,800	448,200		
	66	267,000	285,800	310,400	358,500	409,600	424,400	448,800		
	67	268,400	287,300	312,100	360,100	410,300	425,000	449,400		
	68	269,800	288,800	313,800	361,700	411,000	425,600	450,000		
	69	271,000	290,400	315,400	363,200	411,500	426,000	450,500		
	70	272,400	292,000	316,900	364,700	412,000	426,400	451,000		
	71	273,800	293,600	318,400	366,100	412,500	426,800	451,500		
	72	275,200	295,200	319,900	367,600	413,000	427,200	452,000		
	73	276,700	296,600	321,000	369,100	413,500	427,600	452,500		
	74	278,100	298,100	322,700	370,600	414,000	428,000	453,000		
	75	279,500	299,600	324,400	372,100	414,500	428,400	453,500		
	76	280,900	301,100	326,100	373,500	415,000	428,800	454,000		
	77	282,100	302,400	327,900	374,900	415,500	429,200	454,500		
	78	283,300	303,900	329,600	376,100	416,000	429,600	455,000		
	79	284,500	305,400	331,200	377,300	416,500	430,000	455,500		
	80	285,700	306,900	332,900	378,500	417,000	430,400	456,000		
	81	287,000	308,400	334,600	379,800	417,500	430,800	456,500		
	82	288,300	309,800	336,300	381,000	418,000	431,200	457,000		
	83	289,600	311,200	338,000	382,200	418,500	431,600	457,500		
	84	290,900	312,600	339,700	383,400	419,000	432,000	458,000		
	85	292,300	313,800	341,400	384,700	419,500	432,400	458,500		
	86	293,500	315,300	343,000	385,300	420,000	432,800	459,000		
	87	294,700	316,800	344,600	385,900	420,500	433,200	459,500		
	88	295,900	318,300	346,200	386,500	421,000	433,600	460,000		
	89	297,100	319,800	347,700	387,200	421,500	434,000	460,500		
	90	298,300	321,300	349,200	387,800	422,000	434,400	461,000		
	91	299,500	322,800	350,700	388,400	422,500	434,800	461,500		
	92	300,700	324,300	352,200	389,000	423,000	435,200	462,000		
	93	301,500	325,600	353,700	389,500	423,500	435,600	462,500		
	94	302,800	327,000	355,200	390,100	424,000	436,000	463,000		
	95	304,100	328,400	356,700	390,700	424,500	436,400	463,500		
	96	305,400	329,800	358,200	391,300	425,000	436,800	464,000		
	97	306,500	331,200	359,600	391,800	425,500	437,200	464,500		
	98	307,700	332,600	360,800	392,400	426,000	437,600	465,000		
	99	308,900	334,000	361,900	393,000	426,500	438,000	465,500		
	100	310,100	335,400	363,100	393,600	427,000	438,400	466,000		
	101	311,300	336,900	364,400	394,100	427,500	438,800	466,500		
	102	312,400	338,200	365,500	394,700	428,000	439,200	467,000		
	103	313,500	339,500	366,700	395,300	428,500	439,600	467,500		
	104	314,600	340,800	367,900	395,900	429,000	440,000	468,000</		

教育職給料表(一)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	148,800	192,800	330,600	423,100
	2	150,300	194,500	332,900	425,000
	3	151,800	196,200	335,200	426,900
	4	153,300	197,900	337,500	428,800
	5	154,900	199,700	339,800	430,700
	6	156,800	201,400	342,100	432,600
	7	158,600	203,100	344,400	434,500
	8	160,400	204,800	346,700	436,400
	9	162,200	206,600	348,900	438,200
	10	164,300	208,500	351,100	440,000
	11	166,300	210,400	353,300	441,900
	12	168,300	212,300	355,500	443,800
	13	170,300	214,000	357,700	445,600
	14	172,500	216,000	359,700	447,500
	15	174,700	218,000	361,800	449,400
	16	176,900	220,000	363,900	451,300
	17	179,200	221,900	365,900	453,100
	18	181,800	224,600	367,900	455,000
	19	184,300	227,300	369,900	456,900
	20	186,800	230,000	371,900	458,800
	21	189,300	232,800	374,000	460,600
	22	191,000	235,700	376,000	462,500
	23	192,700	238,600	378,000	464,400
	24	194,400	241,500	380,000	466,200
	25	195,900	244,300	381,600	468,000
	26	197,600	247,100	383,500	469,700
	27	199,300	249,900	385,400	471,400
	28	201,000	252,700	387,300	473,100
	29	202,500	255,500	389,200	474,900
	30	204,200	258,100	391,200	476,600
	31	205,900	260,700	393,200	478,200
	32	207,600	263,300	395,200	479,900
	33	209,200	265,700	397,100	481,600
	34	211,000	268,300	398,800	482,600
	35	212,800	270,800	400,500	483,600
	36	214,600	273,300	402,300	484,600
再任用 職 以外 の 職 員	37	216,300	275,800	403,900	485,700
	38	218,100	278,400	405,500	486,700
	39	219,900	281,000	407,100	487,700
	40	221,700	283,600	408,700	488,700
	41	223,600	286,100	410,400	489,500
	42	225,400	288,700	412,000	490,500
	43	227,200	291,200	413,600	491,500
	44	229,000	293,700	415,200	492,500
	45	230,900	296,000	416,900	493,300
	46	232,600	298,700	418,500	494,300
	47	234,300	301,400	420,100	495,300
	48	236,000	304,100	421,700	496,300
	49	237,600	306,600	423,400	497,100
	50	239,300	309,100	425,000	
	51	241,000	311,600	426,600	
	52	242,700	314,100	428,200	
	53	244,100	316,500	429,900	
	54	245,800	318,700	431,500	
	55	247,400	320,900	433,100	
	56	249,100	323,100	434,700	
	57	250,600	325,400	436,400	
	58	252,200	327,600	438,000	
	59	253,800	329,800	439,500	
	60	255,400	331,900	441,100	
	61	257,000	334,100	442,800	
	62	258,600	336,300	444,400	
	63	260,200	338,500	446,000	
	64	261,700	340,700	447,600	
	65	263,200	342,900	449,300	
	66	264,900	345,100	450,900	
	67	266,500	347,300	452,500	
	68	268,200	349,500	454,100	
	69	269,700	351,500	455,700	
	70	271,200	353,600	457,300	
	71	272,700	355,700	458,900	
	72	274,200	357,800	460,500	
	73	275,500	359,600	462,000	
	74	276,900	361,500	463,000	
	75	278,300	363,500	464,000	
	76	279,700	365,400	465,000	
					77 281,100 367,400 465,800
					78 282,300 369,100 466,700
					79 283,500 370,800 467,700
					80 284,700 372,500 468,700
					81 286,000 374,200 469,500
					82 287,200 375,700 470,500
					83 288,400 377,200 471,500
					84 289,600 378,700 472,500
					85 290,900 380,200 473,300
					86 292,100 381,700 474,300
					87 293,300 383,200 475,300
					88 294,500 384,700 476,300
					89 295,700 386,100 477,100
					90 296,900 387,500
					91 298,100 388,900
					92 299,300 390,300
					93 300,100 391,800
					94 301,300 393,100
					95 302,500 394,400
					96 303,700 395,700
					97 304,700 397,100
					98 305,800 398,100
					99 306,900 399,200
					100 308,000 400,300
					101 308,900 401,400
					102 310,000 402,500
					103 311,100 403,600
					104 312,200 404,700
					105 313,100 405,600
					106 314,000 406,600
					107 314,900 407,600
					108 315,800 408,600
					109 316,800 409,500
					110 317,400 410,400
					111 318,000 411,300
					112 318,600 412,200
					113 319,300 412,900
					114 319,800 413,700
					115 320,300 414,500
					116 320,800 415,300
					117 321,400 416,100
					118 321,900 416,900
					119 322,400 417,600
					120 322,900 418,400
					121 323,500 419,200
					122 324,000 419,700
					123 324,500 420,200
					124 325,000 420,700
					125 325,600 421,100
					126 326,000 421,600
					127 326,400 422,100
					128 326,800 422,600
					129 327,100 423,000
					130 327,500 423,500
					131 327,900 424,000
					132 328,300 424,500
					133 328,500 424,900
					134 328,800 425,400
					135 329,100 425,900
					136 329,400 426,400
					137 329,800 426,800
					138 330,000 427,300
					139 330,300 427,800
					140 330,600 428,300
					141 330,900 428,700
					142 331,200 429,200
					143 331,500 429,700
					144 331,800 430,200
					145 332,100 430,600
					146 332,400 431,100
					147 332,700 431,600
					148 333,000 432,100
					149 333,200 432,500
					150 333,500 433,000
					151 333,800 433,500
					152 334,100 434,000
					153 334,300 434,400
	再任用 職 員				234,700 278,600 336,700 423,100

備考 1 この表は、高等学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に、7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(二)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	148,800	164,400	285,600	412,700
	2	150,300	166,500	288,700	414,300
	3	151,800	168,600	291,800	415,900
	4	153,300	170,800	294,900	417,500
	5	154,900	172,800	297,600	419,200
	6	156,800	175,000	300,700	420,800
	7	158,600	177,200	303,800	422,400
	8	160,400	179,400	306,900	424,000
	9	162,200	181,700	309,900	425,500
	10	164,300	184,500	312,800	426,900
	11	166,300	187,200	315,700	428,300
	12	168,300	189,900	318,600	429,700
	13	170,300	192,800	321,400	431,100
	14	172,500	194,500	323,700	432,500
	15	174,700	196,200	326,000	433,900
	16	176,900	197,900	328,300	435,300
	17	179,200	199,700	330,600	436,600
	18	181,800	201,400	332,900	438,000
	19	184,300	203,100	335,200	439,300
	20	186,800	204,800	337,500	440,700
	21	189,300	206,600	339,800	442,000
	22	191,000	208,500	342,100	443,400
	23	192,700	210,400	344,400	444,800
	24	194,400	212,300	346,700	446,200
	25	195,900	214,000	348,900	447,500
	26	197,500	216,000	350,800	448,800
	27	199,100	218,000	352,700	450,100
	28	200,700	220,000	354,600	451,400
	29	202,400	221,900	356,500	452,700
	30	204,100	224,600	358,400	453,900
	31	205,800	227,300	360,200	455,100
	32	207,500	230,000	362,100	456,300
	33	209,000	232,800	363,900	457,500
	34	210,700	235,700	365,700	458,400
	35	212,400	238,600	367,500	459,300
	36	214,100	241,500	369,300	460,200
再任用 職員 以外の 職員	37	215,700	244,300	371,200	461,100
	38	217,400	247,100	372,800	462,000
	39	219,100	249,900	374,400	462,900
	40	220,800	252,700	376,000	463,800
	41	222,600	255,500	377,400	464,700
	42	224,400	258,100	378,900	465,600
	43	226,200	260,700	380,400	466,400
	44	228,000	263,300	381,900	467,300
	45	229,900	265,700	383,500	468,200
	46	231,600	268,300	385,100	469,100
	47	233,300	270,800	386,700	470,000
	48	235,000	273,300	388,300	470,900
	49	236,700	275,800	389,800	471,800
	50	238,400	278,400	391,300	
	51	240,100	281,000	392,800	
	52	241,800	283,600	394,300	
53	243,100	286,100	395,900		
54	244,800	288,700	397,300		
55	246,400	291,200	398,600		
56	248,100	293,700	399,900		
57	249,600	296,000	401,400		
58	251,100	298,700	402,800		
59	252,600	301,400	404,200		
60	254,100	304,100	405,600		
61	255,700	306,600	406,900		
62	257,200	309,100	408,300		
63	258,700	311,600	409,700		
64	260,100	314,100	411,100		
65	261,400	316,500	412,300		
66	263,000	318,700	413,500		
67	264,600	320,900	414,700		
68	266,100	323,100	415,900		
69	267,800	325,400	417,000		
70	269,300	327,600	418,200		
71	270,800	329,800	419,400		
72	272,300	331,900	420,600		
73	273,600	334,100	421,600		
74	274,900	336,300	422,400		
75	276,200	338,500	423,200		
76	277,500	340,700	424,000		
77	278,900	342,700	424,900		
78	280,100	344,600	425,700		
79	281,300	346,500	426,500		
80	282,500	348,400	427,300		
	81	283,800	350,200	428,100	
	82	285,000	352,000	428,800	
	83	286,200	353,800	429,500	
	84	287,400	355,600	430,200	
	85	288,500	357,100	430,900	
	86	289,500	358,800	431,600	
	87	290,500	360,500	432,300	
	88	291,500	362,100	433,000	
	89	292,600	363,800	433,700	
	90	293,500	365,100	434,400	
	91	294,400	366,500	435,100	
	92	295,300	367,900	435,800	
	93	295,800	369,400	436,300	
	94	296,600	370,700	437,000	
	95	297,400	372,000	437,700	
	96	298,200	373,300	438,300	
	97	299,100	374,700	438,800	
	98	299,900	375,800	439,500	
	99	300,700	376,900	440,200	
	100	301,500	378,000	440,900	
	101	302,400	379,200	441,400	
	102	302,900	380,300	442,100	
	103	303,400	381,400	442,800	
	104	303,900	382,500	443,500	
	105	304,400	383,500	444,000	
	106	304,800	384,500		
	107	305,200	385,400		
	108	305,600	386,400		
	109	305,800	387,300		
	110	306,200	388,300		
	111	306,600	389,300		
	112	307,000	390,300		
	113	307,200	391,100		
	114	307,500	392,000		
	115	307,800	392,900		
	116	308,100	393,800		
	117	308,400	394,800		
	118	308,700	395,600		
	119	309,000	396,400		
	120	309,300	397,200		
	121	309,500	397,900		
	122	309,800	398,700		
	123	310,100	399,500		
	124	310,400	400,300		
	125	310,600	401,000		
	126		401,700		
	127		402,400		
	128		403,100		
	129		403,900		
	130		404,600		
	131		405,300		
	132		406,000		
	133		406,500		
	134		407,100		
	135		407,700		
	136		408,300		
	137		408,700		
	138		409,300		
	139		409,900		
	140		410,500		
	141		410,900		
	142		411,500		
	143		412,100		
	144		412,700		
	145		413,100		
	146		413,700		
	147		414,300		
	148		414,900		
	149		415,300		
	150		415,900		
	151		416,500		
	152		417,100		
	153		417,500		
	154		418,000		
	155		418,600		
	156		419,200		
	157		419,600		
	158		420,200		
	159		420,800		
	160		421,400		
	161		421,800		
	162		422,400		
	163		423,000		
	164		423,600		
	165		424,000		
再任用 職員		225,800	275,200	329,800	412,700

備考 1 この表は、中学校、小学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、
 教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるもの
 の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研 究 職 給 料 表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	409,000
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	411,800
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	414,600
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	417,400
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	420,300
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	423,100
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	425,900
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	428,700
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	431,300
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	434,000
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	436,700
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	439,300
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	441,800
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	444,400
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	447,000
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	449,600
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	452,100
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	454,600
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	457,100
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	459,600
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	461,900
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	464,300
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	466,600
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	469,000
	25	176,900	245,100	336,500	380,700	471,200
	26	179,000	247,800	338,400	382,600	473,400
	27	181,100	250,500	340,300	384,500	475,600
	28	183,200	253,200	342,200	386,400	477,800
再任用 職員 以外の 職員	29	185,200	256,000	344,200	388,300	479,900
	30	187,000	258,400	345,900	390,300	482,000
	31	188,800	260,800	347,600	392,300	484,100
	32	190,600	263,200	349,300	394,300	486,200
	33	192,400	265,200	350,800	396,100	488,200
	34	194,300	267,700	352,300	397,900	489,900
	35	196,200	270,100	353,800	399,500	491,600
	36	198,100	272,500	355,300	401,300	493,300
	37	199,800	274,700	356,700	403,000	494,900
	38	201,700	276,600	358,100	404,600	496,200
	39	203,600	278,500	359,500	406,200	497,500
	40	205,500	280,400	360,900	407,800	498,800
	41	207,500	282,100	361,900	409,400	499,900
	42	209,400	283,400	363,100	411,000	501,000
	43	211,300	284,700	364,400	412,600	502,100
	44	213,200	286,000	365,600	414,200	503,200
	45	215,100	287,000	366,900	415,800	504,300
	46	217,100	288,300	368,200	417,400	505,300
	47	219,100	289,600	369,500	419,000	506,300
	48	221,100	290,900	370,800	420,600	507,300
	49	222,900	292,300	371,900	422,000	508,100
	50	224,900	293,600	373,200	423,500	
	51	226,900	294,900	374,500	425,000	
	52	228,900	296,200	375,800	426,500	
	53	230,700	297,400	376,900	428,000	
	54	232,700	298,700	378,000	429,400	
	55	234,700	300,000	379,100	430,800	
	56	236,700	301,300	380,200	432,200	
	57	238,400	302,400	381,100	433,400	
	58	239,900	303,600	382,000	434,800	
	59	241,300	304,800	382,900	436,200	
	60	242,800	306,000	383,800	437,600	

61	244,100	307,100	384,500	438,700		
62	245,500	308,200	385,300	439,700		
63	246,900	309,300	386,200	440,700		
64	248,300	310,400	387,100	441,700		
65	249,800	311,600	387,800	442,600		
66	251,200	312,700	388,600	443,500		
67	252,600	313,800	389,400	444,400		
68	254,000	314,900	390,200	445,300		
69	255,300	316,100	391,000	446,000		
70	256,800	317,200	391,700	446,900		
71	258,300	318,300	392,400	447,800		
72	259,800	319,400	393,100	448,700		
73	261,200	320,300	393,900	449,400		
74	262,600	321,400	394,600	450,300		
75	264,000	322,500	395,300	451,200		
76	265,400	323,600	396,000	452,100		
77	266,500	324,700	396,800	452,800		
78	267,800	325,700	397,400	453,700		
79	269,100	326,700	398,100	454,600		
80	270,400	327,700	398,800	455,500		
81	271,800	328,800	399,500	456,200		
82	273,100	329,600	400,200	457,100		
83	274,400	330,300	400,900	458,000		
84	275,700	331,100	401,600	458,900		
85	276,900	332,000	402,200	459,600		
86	278,200	332,600	402,900	460,500		
87	279,500	333,200	403,600	461,400		
88	280,800	333,800	404,300	462,300		
89	281,900	334,200	404,900	463,000		
90	283,100	334,800				
91	284,300	335,400				
92	285,500	336,000				
93	286,600	336,400				
94	287,600	336,900				
95	288,600	337,400				
96	289,600	337,900				
97	290,200	338,500				
98	291,100	339,000				
99	292,000	339,500				
100	292,900	340,000				
101	293,800	340,600				
102	294,500	341,100				
103	295,200	341,600				
104	295,900	342,100				
105	296,700	342,700				
106	297,200	343,200				
107	297,700	343,700				
108	298,200	344,200				
109	298,700	344,800				
110	299,100	345,300				
111	299,500	345,800				
112	299,900	346,300				
113	300,300	346,900				
114	300,700	347,400				
115	301,100	347,900				
116	301,500	348,400				
117	301,900	349,000				
118	302,300	349,500				
119	302,700	350,000				
120	303,100	350,500				
121	303,400	351,100				
再任用 職員		216,300	262,000	288,000	331,400	387,500

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究または調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(二)

職員 区分	職務の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円						
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,600
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	399,000
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	401,400
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,900
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	406,200
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	408,400
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	410,600
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	412,800
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	414,900
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	417,000
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	419,100
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	421,200
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	423,100
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	424,700
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	426,300
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	427,900
再任用 職員 以外の 職員	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,700	429,500
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,600	430,800
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	382,500	432,100
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,400	433,400
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	386,200	434,800
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	388,000	436,100
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	389,800	437,400
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	391,600	438,600
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	393,200	440,000
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	394,500	441,300
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	395,800	442,600
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	397,100	443,900
	37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	398,200	445,300
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	399,400	446,100
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	400,500	446,900
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	401,700	447,700
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,300	402,800	448,300
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,600	403,600	449,100
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,900	404,400	449,900
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,200	405,200	450,700
	45	207,500	248,600	286,800	318,500	365,400	405,800	451,300
	46	208,600	250,200	288,500	320,000	366,600	406,500	452,100
	47	209,700	251,800	290,200	321,500	367,800	407,200	452,900
	48	210,800	253,400	291,900	323,100	369,000	407,900	453,700
	49	211,900	255,000	293,400	324,600	370,200	408,700	454,300
	50	212,900	256,400	295,000	325,900	371,200	409,400	455,100
	51	213,900	257,800	296,600	327,200	372,200	410,100	455,900
	52	214,900	259,200	298,200	328,500	373,200	410,800	456,700
	53	215,700	260,500	299,600	329,600	374,000	411,500	457,300
	54	216,700	261,900	301,100	330,600	374,900	412,200	
	55	217,600	263,300	302,600	331,700	375,800	412,900	
	56	218,600	264,700	304,100	332,800	376,700	413,600	

57	219,500	265,800	305,500	333,600	377,500	414,200		
58	220,400	267,100	306,800	334,600	378,300	414,900		
59	221,300	268,400	308,100	335,600	379,100	415,600		
60	222,200	269,700	309,500	336,600	379,900	416,300		
61	223,200	270,800	310,800	337,400	380,500	416,800		
62	224,200	272,100	312,100	338,100	381,200	417,400		
63	225,200	273,400	313,400	338,800	381,900	418,100		
64	226,300	274,700	314,700	339,500	382,600	418,800		
65	227,000	275,900	316,100	340,200	383,200	419,300		
66	227,900	277,000	316,900	340,900	383,900	420,000		
67	228,800	278,100	317,700	341,600	384,600	420,700		
68	229,700	279,200	318,500	342,300	385,300	421,400		
69	230,400	280,300	319,400	343,000	385,800	421,900		
70	231,100	281,400	320,200	343,600	386,400	422,600		
71	231,800	282,500	321,000	344,200	387,000	423,300		
72	232,500	283,600	321,800	344,800	387,600	424,000		
73	233,300	284,500	322,600	345,300	388,300	424,500		
74	234,100	285,200	323,200	345,900	388,900	425,200		
75	234,900	285,900	323,800	346,500	389,500	425,900		
76	235,700	286,700	324,400	347,100	390,100	426,600		
77	236,300	287,500	325,100	347,600	390,800	427,100		
78	236,900	288,100	325,600	348,100	391,400			
79	237,500	288,700	326,100	348,600	392,000			
80	238,100	289,300	326,600	349,100	392,600			
81	238,600	290,000	327,200	349,500	393,300			
82	239,000	290,500	327,700	349,900	393,900			
83	239,400	291,000	328,200	350,300	394,500			
84	239,800	291,500	328,700	350,700	395,100			
85	240,300	291,900	329,300	351,200	395,800			
86		292,200	329,700	351,600				
87		292,500	330,000	352,000				
88		292,800	330,400	352,400				
89		293,200	330,900	352,900				
90		293,500	331,300	353,300				
91		293,800	331,700	353,700				
92		294,100	332,100	354,100				
93		294,500	332,600	354,600				
94		294,800	332,900	355,000				
95		295,100	333,300	355,400				
96		295,400	333,700	355,800				
97		295,800	333,900	356,300				
98		296,100	334,300	356,700				
99		296,400	334,700	357,100				
100		296,700	335,100	357,500				
101		297,100	335,300	358,000				
102		297,400	335,700	358,400				
103		297,700	336,100	358,800				
104		298,000	336,500	359,200				
105		298,300	336,700	359,700				
106			337,100					
107			337,500					
108			337,900					
109			338,100					
110			338,500					
111			338,900					
112			339,300					
113			339,500					
再任用 職員		187,300	214,100	246,500	260,100	286,400	328,300	371,400

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師、薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(三)

職員の 区分	職級の 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 円						
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	389,100
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,600
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	394,100
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	396,600
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	398,900
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	401,200
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	403,600
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	406,000
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	408,400
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	410,600
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	412,800
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	415,000
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	417,100
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	419,300
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	421,500
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	423,700
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,400	425,700
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,600	427,600
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,800	429,500
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,000	431,400
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,000	433,200
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,000	434,900
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,000	436,600
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,000	438,200
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	391,000	439,700
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	392,900	441,300
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	394,800	442,900
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	396,700	444,500
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	398,400	446,200
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	400,100	447,800
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	401,900	449,400
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	403,700	451,000
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	405,600	452,500
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	407,400	454,000
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	409,200	455,500
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	411,000	457,000
	41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,500	412,700	458,300
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,100	414,400	459,200
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,700	416,100	460,100
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,300	417,700	461,000
	45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,900	419,200	462,000
	46	224,600	252,000	296,100	323,500	362,400	420,800	462,900
	47	226,100	253,400	297,600	324,900	363,900	422,400	463,800
	48	227,600	254,800	299,100	326,400	365,300	424,000	464,700
	49	228,900	256,200	300,500	327,700	366,800	425,700	465,700
	50	230,300	257,700	301,900	329,100	368,200	427,300	466,400
	51	231,700	259,100	303,300	330,400	369,600	428,900	467,200
	52	233,100	260,500	304,700	331,800	371,000	430,500	468,000
	53	234,400	262,000	306,200	333,200	372,500	432,000	468,900
	54	235,700	263,600	307,600	334,600	373,700	433,500	469,700
	55	237,000	265,200	309,000	336,000	374,900	435,000	470,500
	56	238,300	266,700	310,400	337,400	376,100	436,500	471,300
	57	239,500	268,300	311,600	338,600	377,400	437,800	472,200
	58	240,800	269,900	312,900	340,000	378,400	438,700	
	59	242,000	271,500	314,200	341,400	379,400	439,600	
	60	243,300	273,100	315,600	342,800	380,400	440,500	
	61	244,500	274,700	316,800	344,000	381,200	441,400	
	62	245,800	276,200	318,100	345,300	382,000	442,300	
	63	247,100	277,700	319,400	346,600	382,800	443,200	
	64	248,400	279,200	320,700	347,900	383,600	444,100	
	65	249,600	280,800	322,000	349,100	384,500	445,000	
	66	250,900	282,300	323,300	350,300	385,300	445,800	
	67	252,300	283,800	324,600	351,500	386,100	446,600	
	68	253,700	285,300	325,900	352,700	386,900	447,400	
	69	254,800	286,600	327,000	353,700	387,700	448,200	
	70	256,100	288,100	328,200	354,800	388,400	449,000	
	71	257,400	289,600	329,400	355,900	389,100	449,800	
	72	258,700	291,100	330,500	357,000	389,800	450,600	
	73	260,100	292,400	331,800	358,000	390,600	451,400	
	74	261,400	293,800	332,900	359,100	391,200	452,200	
	75	262,700	295,200	334,100	360,200	391,800	453,000	
	76	264,000	296,600	335,300	361,300	392,400	453,800	
	77	265,100	298,100	336,500	362,200	393,000	454,600	
	78	266,300	299,400	337,700	363,000	393,600		
	79	267,600	300,700	338,900	363,800	394,200		
	80	268,900	302,000	340,100	364,600	394,800		
	81	270,000	302,900	341,200	365,300	395,300		
	82	271,100	304,100	342,300	365,900	395,900		
	83	272,200	305,300	343,400	366,500	396,500		
	84	273,300	306,600	344,500	367,100	397,100		

再任用
職員

85	274,200	307,700	345,600	367,800	397,600		
86	275,300	308,900	346,600	368,400	398,200		
87	276,400	310,100	347,600	369,000	398,800		
88	277,500	311,300	348,600	369,600	399,400		
89	278,600	312,600	349,700	370,100	399,800		
90	279,600	313,800	350,500	370,700	400,400		
91	280,600	315,000	351,300	371,300	401,000		
92	281,600	316,200	352,100	371,900	401,600		
93	282,600	317,400	352,900	372,400	402,100		
94	283,600	318,200	353,600	372,900	402,600		
95	284,600	319,000	354,300	373,400	403,100		
96	285,600	319,800	355,000	373,900	403,600		
97	286,500	320,500	355,500	374,400	404,100		
98	287,300	321,200	356,000	374,900	404,600		
99	288,100	321,900	356,500	375,400	405,100		
100	289,000	322,600	357,000	375,900	405,600		
101	289,800	323,100	357,600	376,400	406,100		
102	290,600	323,700	358,100	376,900	406,600		
103	291,400	324,300	358,600	377,400	407,100		
104	292,200	324,900	359,100	377,900	407,600		
105	292,900	325,300	359,700	378,400	408,100		
106	293,400	325,800	360,200	378,900	408,600		
107	293,900	326,300	360,700	379,400	409,100		
108	294,400	326,800	361,200	379,900	409,600		
109	294,900	327,300	361,700	380,400	410,100		
110	295,300	327,700	362,200	380,900	410,600		
111	295,700	328,100	362,700	381,400	411,100		
112	296,100	328,500	363,200	381,900	411,600		
113	296,500	328,900	363,700	382,400	412,100		
114	296,900	329,300	364,200	382,900	412,600		
115	297,300	329,700	364,700	383,400	413,100		
116	297,700	330,000	365,100	383,900	413,600		
117	298,000	330,300	365,500	384,400	414,100		
118	298,400	330,700	366,000	384,900	414,600		
119	298,800	331,100	366,500	385,400	415,100		
120	299,200	331,500	367,000	385,900	415,600		
121	299,500	331,700	367,400	386,400	416,100		
122	299,900	332,100	367,900	386,900	416,600		
123	300,300	332,500	368,400	387,400	417,100		
124	300,700	332,900	368,900	387,900	417,600		
125	300,900	333,100	369,300	388,400	418,100		
126	301,300	333,500	369,800	388,900	418,600		
127	301,700	333,900	370,300	389,400	419,100		
128	302,100	334,300	370,800	389,900	419,600		
129	302,300	334,600	371,200	390,400	420,100		
130	302,700	335,000	371,700	390,900	420,600		
131	303,100	335,400	372,200	391,400	421,100		
132	303,500	335,800	372,700	391,900	421,600		
133	303,700	336,100	373,				

別記第2

号給	給料月額
	円
1	398,000
2	459,000
3	522,000
4	608,000
5	707,000
6	808,000

別記第3

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	543,000
5	620,000
6	724,000
7	848,000

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

1 職員給与関係資料

平成22年職員給与実態調査の概要	31
第1表 部局別、給料表別職員構成	32
第2表 給料表別人員の推移	32
第3表 給料表別、学歴別職員構成	33
第4表 平均給与月額の前年比較	33
第5表 給料表別、級別、号給別職員構成	34
第6表 給料表別、級別平均経年数	44
第7表 給料表別年齢構成	45
第8表 扶養手当の支給状況	46
第9表 職員の通勤状況	46
第10表 住居手当の支給状況	48

2 民間給与関係資料

平成22年職種別民間給与実態調査の概要	49
第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	50
第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	50
第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	51
第14表 民間における初任給の改定状況	61
第15表 民間における借家・借間居住者に対する住宅手当の支給状況	61
第16表 民間における賞与の配分状況	61
第17表 民間における時間外労働等の割増賃金の状況	61

3 生計費関係資料

標準生計費算定方法の概要	63
第18表 費目別、世帯人員別標準生計費	64
第19表 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	64

4 労働経済関係資料

第20表 労働経済指標	65
-------------	----

1 職員給与関係資料

(ページ調整のための白紙)

平成22年職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と調査時点

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定に基づき、平成22年4月1日現在における職員の給与等について、その実態を調査し、人事に関する事項を取りまとめたものである。

(2) 調査の範囲

平成22年4月1日に在職する職員で、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員を除く。）のうち、非常勤または臨時的任用でない職員（以下「職員」という。）を対象として調査を実施した。

なお、市町からの派遣職員は調査対象から除外した。

(3) 調査の内容

適用給料表別人員、級・号給、給料月額、経験年数等について調査した。

(4) 調査の方法

電子計算システムにより管理されている職員の給与資料によった。

第1表 部局別、給料表別職員構成

(単位：人)

部局	知事部局	議会	人事委員会	監査委員	教育庁	労働委員会	漁業調整委員会 福井海区	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校	警察本部	合計
行政職	2,334	23	10	13	255	5	4	90	27	181	68	278	3,288
警察職												1,655	1,655
教育職(一)								1,566	682				2,248
教育職(二)										2,976	1,710		4,686
研究職	225				46							20	291
医療職(一)	137												137
医療職(二)	241								6	24	5		276
医療職(三)	682											1	683
福祉職	26												26
合計	3,645	23	10	13	301	5	4	1,656	715	3,181	1,783	1,954	13,290

(注) 再任用職員は含まれていない。(以下第4表までおよび第6表から第10表までについて同じ。)
知事部局の職員には、選挙管理委員会の職員(行政職3名)を含む。(第9表について同じ。)

第2表 給料表別人員の推移

(単位：職員数 人、指数 %)

給料表		年月											
		12年4月	13年4月	14年4月	15年4月	16年4月	17年4月	18年4月	19年4月	20年4月	21年4月	22年4月	
行政職	職員数	3,802	3,740	3,738	3,702	3,636	3,581	3,559	3,498	3,405	3,338	3,288	
	指数	115.6	113.7	113.7	112.6	110.6	108.9	108.2	106.4	103.6	101.5	(100.0)	
警察職	職員数	1,514	1,509	1,556	1,579	1,596	1,612	1,637	1,648	1,648	1,655	1,655	
	指数	91.5	91.2	94.0	95.4	96.4	97.4	98.9	99.6	99.6	100.0	(100.0)	
教育職(一)	職員数	2,408	2,402	2,362	2,337	2,322	2,328	2,317	2,310	2,277	2,249	2,248	
	指数	107.1	106.9	105.1	104.0	103.3	103.6	103.1	102.8	101.3	100.0	(100.0)	
教育職(二)	職員数	4,906	4,898	4,899	4,913	4,859	4,843	4,866	4,838	4,783	4,734	4,686	
	指数	104.7	104.5	104.5	104.8	103.7	103.4	103.8	103.2	102.1	101.0	(100.0)	
研究職	職員数	345	346	346	336	328	322	316	306	304	296	291	
	指数	118.6	118.9	118.9	115.5	112.7	110.7	108.6	105.2	104.5	101.7	(100.0)	
医療職(一)	職員数	108	109	116	117	122	123	122	120	121	125	137	
	指数	78.8	79.6	84.7	85.4	89.1	89.8	89.1	87.6	88.3	91.2	(100.0)	
医療職(二)	職員数	309	309	313	313	308	290	267	263	260	266	276	
	指数	112.0	112.0	113.4	113.4	111.6	105.1	96.7	95.3	94.2	96.4	(100.0)	
医療職(三)	職員数	603	600	605	621	635	617	637	641	680	670	683	
	指数	88.3	87.8	88.6	90.9	93.0	90.3	93.3	93.9	99.6	98.1	(100.0)	
福祉職	職員数	38	37	36	35	30	30	30	31	29	26	26	
	指数	146.2	142.3	138.5	134.6	115.4	115.4	115.4	119.2	111.5	100.0	(100.0)	
合計	職員数	14,033	13,950	13,971	13,953	13,836	13,746	13,751	13,655	13,507	13,359	13,290	
	指数	105.6	105.0	105.1	105.0	104.1	103.4	103.5	102.8	101.6	100.5	(100.0)	

第3表 給料表別、学歴別職員構成

(単位:職員数 人、比率 %)

学歴 給料表	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		合計		性別			
	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	男		女	
											職員数	比率	職員数	比率
行政職	2,017	61.3	428	13.0	838	25.5	5	0.2	3,288	(100.0)	2,318	70.5	970	29.5
警察職	929	56.1	35	2.1	691	41.8			1,655	(100.0)	1,572	95.0	83	5.0
教育職(一)	2,046	91.0	86	3.8	116	5.2			2,248	(100.0)	1,315	58.5	933	41.5
教育職(二)	4,507	96.2	179	3.8					4,686	(100.0)	2,031	43.3	2,655	56.7
研究職	267	91.8	15	5.2	9	3.1			291	(100.0)	238	81.8	53	18.2
医療職(一)	137	100.0							137	(100.0)	114	83.2	23	16.8
医療職(二)	180	65.2	95	34.4	1	0.4			276	(100.0)	120	43.5	156	56.5
医療職(三)	193	28.3	478	70.0	12	1.8			683	(100.0)	41	6.0	642	94.0
福祉職	11	42.3	15	57.7					26	(100.0)	6	23.1	20	76.9
合計	10,287	77.4	1,331	10.0	1,667	12.5	5	0.0	13,290	(100.0)	7,755	58.4	5,535	41.6

(注) 「比率」は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、これらの合計が合計と一致しない場合がある。

第4表 平均給与月額の前年比較

年別 給料表	平成22年(A) (円)				平成21年(B) (円)				比率 (A)/(B) (%)			
	給料	扶養手当	地域手当	計	給料	扶養手当	地域手当	計	給料	扶養手当	地域手当	計
行政職	344,188	9,953	5,136	359,277	348,806	9,863	5,148	363,817	98.7	100.9	99.8	98.8
警察職	337,107	13,075	4,692	354,873	342,914	13,511	4,753	361,178	98.3	96.8	98.7	98.3
教育職(一)	392,175	9,288	5,239	406,702	396,331	9,315	5,297	410,944	99.0	99.7	98.9	99.0
教育職(二)	387,934	7,110	5,200	400,244	390,845	7,140	5,239	403,224	99.3	99.6	99.3	99.3
研究職	384,192	11,763	5,353	401,308	395,953	11,885	5,520	413,359	97.0	99.0	97.0	97.1
医療職(一)	461,863	16,602	73,529	551,993	466,679	17,552	69,808	554,040	99.0	94.6	105.3	99.6
医療職(二)	321,225	5,973	4,325	331,523	331,401	6,259	4,478	342,139	96.9	95.4	96.6	96.9
医療職(三)	322,430	2,580	4,243	329,253	332,037	2,440	4,364	338,841	97.1	105.7	97.2	97.2
福祉職	334,142	2,558	4,397	341,097	365,273	3,308	4,833	373,414	91.5	77.3	91.0	91.3
合計	367,322	8,859	5,766	381,947	371,966	8,918	5,716	386,600	98.8	99.3	100.9	98.8

(注) 1 「給料」には、給料の調整額・教職調整額・平成18年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

(注) 2 「給料」、「扶養手当」および「地域手当」は小数点以下第1位を四捨五入しているため、これらの合計が計と一致しない場合がある。

第5表 給料表別、級別、号給別職員構成

給料表 級	号給																															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
行政職	1											1	1			2	1	3	2	1	2	3	1	1	7	3	1		2	32	3	
	2									4	6	4	9	19	6	7	8	25	10	17	12	39	8	12	4	20	21	16	22	22	21	
	3								1	1			1	1	1			2	9	21	8	15	12	12	5	26	14	18	12	14	14	
	4																															
	5																															
	6	1																														
	7																															
	8												1											1		2	3	1	9	3	6	1
	9						1							1	6	5	4															1
計																																
警察職	1				6		4	2		10	2		14	1		12	29	14	1	24	10	4	3	10	11	6	6	5	4	2		
	2															21	5	4		17	7	11	1	10	5	12	10	7	6	5		
	3							1		4		6		3	3				3	2	4	4	12	4	6	2	7	7	8	2		
	4											1		1				1	2	1	2	1	3	2	1	2		1	5	3		
	5																		1					2	1				2	1		
	6																															
	7								1																							
	8																16															
	9																															
計																																
教育職(一)	1						1															1		1			2	1	2			
	2				2	2	2	7	3	5	3	3	7	3	1	2	7	1	3	10	7	2	6	3	12	2	7	4	17	5		
	3																															
	4																												2	1	1	
計																																
教育職(二)	1																															
	2															7	2	5	2			12	17	3	30	10	16	20	25	7		
	3																															
	4																					1			1	2	6	7	10	11		
計																																

(單位：人)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	給 料 表	職 級		
42	11	2	33	20	8	28	9	8	33	5	2	5	2	5	9	2		1	2				1	1						1	行		
18	10	1	1	1		1	1	1				1										1	1							2			
23	14	19	13	18	25	17	23	14	22	24	22	13	33	22	18	22	20	10	4	6	5	20	15	23	10	24	21	26	14	3			
			2			1	4		4	6	8	15	5	33	22	18	22	14	14	13	12	22	23	19	26	27	16	20	25	4			
																	1			1	2	6	5	5	10	15	11	13	11	5			
									1											1	1						2	2	2	6	政		
									2		1		4	4	2	1	8	42	15	6	6	3	4		5	2	3	3	2	7			
3	3	7	1	3		3	1	1						2																8			
																															9	職	
																														計			
5	3	3	3	1	4	3	3	1		3	1																			1			
2	3	9	3	11	4	4	5	5	5	13	5	3	4	3	6	5	5		5	2	2						1			2			
4	8	8	3	10	5	1	3	10	2	4	12	6	2	5	15	5	7	8	4	6	2	4		3	4	4	1	3	2	3	警		
1	4	1	5	2	2	4	5	3	7	3	6	1	7	6	1	4	2	5	5	2	4	2	3	3	3	4	5	5	2	4			
2		1				1			1	1	1	1	1	2	7	1	4	4	3	3		3	3	3	3	4	1	4	2	5			
																		3			1	1				3	1		3	6	察		
																						1					1	2	1	7			
																															8		
						4	1		2				1																	9	職		
																														計			
	1	1			1	4		2		5	3	6			1	3	2	1	2	2		1	3	2	2	1	1	3	4	1	教		
4	6	9	2	11	9	20	6	21	3	5	4	21	6	16	3	10	6	15	4	8	8	8	9	17	15	12	14	23	11	2	教		
																												4			3	職	
2	1	2	2	3	5	4	2	3	5	4	1	1		1																4	(一)		
																														計			
																															1	教	
15	22	32	9	15	17	18	12	20	17	46	11	22	27	38	12	36	27	47	16	23	11	8	25	30	17	8	18	30	17	2	教		
																																3	職
8	11	16	21	9	16	20	25	11	20	17	17	14	5	5	2	8	1	5												4	(二)		
																														計			

給料表	等級	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	
		行	1																													
	2																															
	3	1	2		1	2																										
	4	21	15	18	16	17	12	6	13	1	2		1	2	5		1			1	1				1	2			2		2	
	5	22	18	16	17	36	23	23	25	36	14	15	18	16	29	22	26	27	26	28	17	18	17	17	6	16	16	7	10	14	10	
政	6	2	3	4	3	4	3	3	2	10	9	4	13	17	8	21	7	19	24	12	20	48	31	23	33	150						
	7	1	1		1																											
	8																															
職	9																															
	計																															
警	1																															
	2																															
	3		1		1		2					3	1	1		1			2	1	1	2	5				1		1			
	4	3	5	4	2	3	1	3	3	4	1	3	3	4	3	4	1	2	2	4	1	4	3	3	6	1	3	1	2	1	8	
察	5	5	4	7	5	4	2	4	2	2	9	4	6	7	3	8	8	7	3	4	7	7	7	8	5	14	9	10	4	9	9	
	6	1			1	1	3	4		1	3		1	2	2	2	2		1	2	2	4	1	4	2	2	5	5	4	85		
	7			2		1		2	1	5	2	2	2	2	4	1	1	24														
	8																															
職	9																															
	計																															
教育	1	5	1	3	1		1	5	2	3	1	1		3	2	4		1	2	1	2	1					1	3	1		5	
	2	17	21	33	6	8	8	20	10	23	14	26	2	1	11	24	6	19	13	35	13	18	14	22	13	20	37	15	10	38	17	
職	3	2	2	2	2	4	2	8	7	4	5	1		4	2		2		1				1									
(一)	4																															
	計																															
教育	1																															
	2	26	13	11	29	24	21	30	13	22	30	39	32	18	24	29	2	5	18	15	29	41	16	20	7	3	29	46	20	24	24	
職	3				3		1	2	8	7	8	8	8	13	12	13	17	16	7	18	13	4	8	8	4	12	16	10	17	13		
(二)	4																															
	計																															

(單位：人)

91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	男給 級表	給料表	
																															1	行 政 職
																															2	
																															3	
																															4	
																															5	
																															6	
																															7	
																															8	
																															9	
																											計					
																															1	警 察 職
																															2	
																															3	
																															4	
																															5	
																															6	
																															7	
																															8	
																															9	
																											計					
																															1	教 育 職 (一)
																															2	
																															3	
																															4	
																											計					
																															1	教 育 職 (二)
																															2	
																															3	
																															4	
																											計					

給料表	等級	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150			
		行政職	1																															
2																																		
3																																		
4																																		
5																																		
6																																		
7																																		
8																																		
9																																		
計																																		
警察職	1																																	
	2																																	
	3																																	
	4	4	3	5	5	3	4	6	8	40																								
	5																																	
	6																																	
	7																																	
	8																																	
	9																																	
計																																		
教育職(一)	1																																	
	2	13	12	8	7	15	2	15	3	10	9	15	4	15	5	14	3	9	7	13	16	29	9	3	2	15	1	3						
	3																																	
	4																																	
計																																		
教育職(二)	1																																	
	2	55	32	68	44	42	49	44	35	32	30	27	28	18	20	17	11	11	3	7	11	14	14	15	19	34	16	22	29	29	10			
	3																																	
	4																																	
計																																		

(単位：人) (注) 平均給料には調整額・教職調整額・平成18年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	合計	平均給料 (円)	号給 級	給料表	再任用	
																			295	187,160	1	行 政	16	
																			349	225,461	2		1	
																			733	294,489	3		1	
																			534	367,384	4			
																			709	406,454	5			
																			483	437,389	6			
																			116	455,910	7			
																			51	475,370	8			
																			18	510,232	9		職	
																			3,288	344,188	計		18	
																			210	195,732	1	警 察 職		
																			226	230,990	2			
																			253	267,499	3		1	
																			448	379,302	4		3	
																			287	421,753	5			
																			152	453,530	6			
																			55	461,438	7		1	
																			16	482,506	8			
																			8	490,017	9			
																			1,655	337,107	計		5	
																			130	275,356	1	教 育 職		
																			2,025	395,544	2		2	
																			53	468,197	3			
																			40	500,603	4		(一)	
																			2,248	392,175	計			2
																					1	教 育 職		
21	27	17	4	8	4	4	8	5	2		1								4,140	378,806	2			
																				277	440,064		3	
																				269	474,752		4	(二)
																			4,686	387,934	計			

給料表 等級																															
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
研究職	1																														
	2				2		3			4	3	2	4		1	3	3		1	2	1	1		2	1	1	1		2	2	
	3										1	1			4	2	2		4	2	1	1		1	1	1	5	3			
	4																														
	5																														
	計																														
医療職 (一)	1		2		1											1	1														
	2	1		6			9			5																					
	3	4		5			7	1		5		1	1	2		1	1	3		1		5			3	4		5	3		
	4																			1	2				2	2		4	1	2	
	計																														
医療職 (二)	1																							1						1	
	2				1	5	5	6	8	5	1	11		2	5			4	7	3		4	5	1	3	2	1	4	2		
	3														4	1	2	1	2	2		2	1	4	1					1	
	4																							2		3	1	2			
	5																												2	2	
	6																														
	7																														
計																															
医療職 (三)	1																														
	2				2			1	16	1	2	24	1	3	14	5	1	22	1	1	4	26	2	8	3	9	20	5			
	3										12	6	4	4	4	12	4	7	2	6	6	3	5	2	5	4			1		
	4														1	2		4	6	2	3	1	2	2	5	2	3	1			
	5														4	2	5	3	5	2	4	4	4	3	1	3	4	1			
	6																														
	7																														
計																															
福祉職	1											1			3			2													
	2																						1								
	3																														
	4																														
	5																														
	6																														
計																															

(單位：人)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	等級	給料表		
																															1	研究職	
	2	2	1		1	5	2	1																						2			
7	2		3	1	7	1	2		1	2	2	3	1	2	3	1	1	2	4	4	2	2	3	2	3	5				3			
						2	5	2	3	4	1	2	1	4	2	2			2	1	3	3	3	2		3	1	3	1	4			
		2	2	6	1				1				1			1															5		
																														計			
																															1	医療職 (一)	
																															2		
1	1	1		2	1			2			2	1		1				1													3		
2		2		1		2			2	3		2			1	1		1					1	2	1						4		
																														計			
				1																											1	医療職 (二)	
	1	1			1																										2		
1				3	1																										3		
1	4	1	2	2	3	2	1	1	2	1	2		1																		4		
2			1	3		4	1	1	3	1		1	2	1	1			1	3			1	1				4			5			
						1	1	2	3	3	2	3	1	1	4		1	1			1	2		1	2	2		1		6			
					1	1		2	1		1																				7		
																														計			
																															1	医療職 (三)	
7	5	12	6	6	5	1		1																							2		
		1																															3
	1	2		1																													4
3	2	6	4		4	3	4	1	2	2	3	6	2	3	5	3	3	2	1	2	4	1	1	2	6	5	5	4	11		5		
																							1										6
																							1		1	1							7
																														計			
						1	1		1			1																			1	福祉職	
			1													1			1														2
1																																	3
							1																			1							4
																													1				5
																														計			

給料表	等級	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	
		研究職	1																													
	2																															
	3	1																														
	4	1	2	1		3	3	3	2	1	4	3		2	3	3	3		3	3	4	3	3	1	1	1	5	2	2	16		
	5																															
	計																															
医療職	1																															
	2																															
	3									1																						
(一)	4					1	1	1	1	2				1		1	1						1									
	計																															
医療職	1																															
	2																															
	3																															
	4																															
(二)	5	1	1			1		1		1																						
	6	3	3		1	3	1	4	2		1	3	2	2	1	3	3	18														
	7																															
	計																															
医療職	1																															
	2																															
	3																															
	4																															
(三)	5	3	5	5	13	6	8	6	10	3	6	6		5		2		1														
	6	1							1	1	3		1				1	10														
	7																															
	計																															
福祉職	1																															
	2																															
	3																															
	4																															
	5					1					2	2		1		1																
	6																															
	計																															

(単位：人) (注) 平均給料には調整額・教職調整額・平成18年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110 ~	合計	平均給料 (円)	号給 級	給料表	再任用	
																						1		4	
																					53	235,381	2	研	
																					96	354,444	3	究	
																					128	455,151	4	職	
																					14	502,757	5		
																					291	384,192	計		4
																					5	266,520	1	医	
																					21	346,629	2	療	
																					66	446,346	3	職	
																					45	560,100	4	(一)	
																					137	461,863	計		
																					3	187,367	1		2
																					88	207,813	2		
																					26	258,144	3	医	
																					31	303,057	4	療	
																					40	369,451	5	職	
																					82	440,920	6	(二)	
																					6	461,428	7		
																					276	321,225	計		2
																							1		
																					214	224,980	2		
																					88	263,547	3	医	
																					38	296,645	4	療	
						97															321	395,745	5	職	
																					19	480,272	6	(三)	
																					3	483,358	7		
																					683	322,430	計		
																					10	210,793	1		1
																					4	298,100	2	福	
																					1	329,800	3		
																					3	414,056	4	社	
																					8	476,923	5		
																							6	職	
																					26	334,142	計		1

第6表 給料表別、級別平均経験年数

(単位：年)

給料表		級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
行政職	男		2.9	7.8	14.7	20.8	28.0	34.3	35.4	34.3	33.9	22.2
	女		3.6	8.6	16.5	22.3	31.5	37.4	39.8			19.4
	計		3.2	8.1	15.4	21.3	28.9	34.8	35.6	34.3	33.9	21.3
警察職	男		2.7	5.3	11.0	26.1	29.3	33.2	32.7	35.1	35.4	20.1
	女		2.2	6.6	9.5	14.6						6.9
	計		2.7	5.4	10.8	25.9	29.3	33.2	32.7	35.1	35.4	19.5
教育職(一)	男		9.6	21.1	32.7	34.7						21.4
	女		14.6	20.3	33.3	35.1						20.0
	計		12.6	20.8	32.8	34.8						20.8
教育職(二)	男			18.5	30.1	34.0						21.3
	女			21.0	31.5	35.2						21.6
	計			20.0	30.5	34.3						21.5
研究職	男			5.5	16.0	29.5	35.8					22.5
	女			4.2	15.3	29.4						13.0
	計			5.0	15.8	29.5	35.8					20.8
医療職(一)	男		4.2	7.8	16.3	29.8						19.5
	女			8.2	14.4	30.8						15.6
	計		4.2	7.9	15.9	29.8						18.8
医療職(二)	男			3.9	9.0	14.8	20.4	31.0	35.0			20.7
	女		4.0	4.9	10.6	15.4	21.9	31.9				14.7
	計		4.0	4.6	10.1	15.2	21.3	31.3	35.0			17.3
医療職(三)	男			5.0	9.7	13.5	28.4					10.7
	女			4.5	10.0	14.1	26.5	36.4	38.0			17.6
	計			4.6	10.0	14.0	26.6	36.4	38.0			17.2
福祉職	男		3.0			26.5	33.0					20.8
	女		3.0	12.8	17.0	21.0	37.0					16.8
	計		3.0	12.8	17.0	24.7	36.0					17.7

第7表 給料表別年齢構成

(単位：人)

給料表		19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55歳以上	計
行政職	男	1	72	181	239	306	353	395	363	408	2,318
	女		56	113	145	178	166	91	132	89	970
	計	1	128	294	384	484	519	486	495	497	3,288
警察職	男	11	126	252	195	145	113	207	279	244	1,572
	女	1	23	24	21	14					83
	計	12	149	276	216	159	113	207	279	244	1,655
教育職(一)	男	1	19	75	130	188	213	300	215	174	1,315
	女		8	51	127	208	166	154	134	85	933
	計	1	27	126	257	396	379	454	349	259	2,248
教育職(二)	男		19	131	225	235	340	476	381	224	2,031
	女		25	183	312	320	403	511	593	308	2,655
	計		44	314	537	555	743	987	974	532	4,686
研究職	男		3	17	24	29	38	29	39	59	238
	女		8	6	8	15	9	3	2	2	53
	計		11	23	32	44	47	32	41	61	291
医療職(一)	男			4	22	23	20	15	15	15	114
	女			1	7	7	3	1	2	2	23
	計			5	29	30	23	16	17	17	137
医療職(二)	男		8	18	10	10	11	12	23	28	120
	女		10	42	27	25	14	17	10	11	156
	計		18	60	37	35	25	29	33	39	276
医療職(三)	男		3	17	10	2	3	4		2	41
	女		42	139	97	77	60	100	61	66	642
	計		45	156	107	79	63	104	61	68	683
福祉職	男		1		1			1	1	2	6
	女		5	2	3	3	1			6	20
	計		6	2	4	3	1	1	1	8	26
合計	男	13	251	695	856	938	1,091	1,439	1,316	1,156	7,755
	女	1	177	561	747	847	822	877	934	569	5,535
	計	14	428	1,256	1,603	1,785	1,913	2,316	2,250	1,725	13,290

第8表 扶養手当の支給状況

(1) 扶養親族数別職員数

(単位：人)

扶養親族数	区分	該当職員数	うち扶養親族たる 配偶者を有するもの
1人		1,751	628
2人		2,105	620
3人		1,520	834
4人		471	347
5人		79	55
6人以上		15	12
計		5,941	2,496

(2) 給料表別平均扶養親族数

(単位：人)

給料表	行政職	警察職	教育職(一)	教育職(二)	研究職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	福祉職	全給料表
平均扶養親族数	1.1	1.3	1.1	0.8	1.3	1.8	0.6	0.3	0.2	1.0

第9表 職員の通勤状況

(1) 通勤方法

(単位：人)

区分 部局	職員数	交通機関 等利用者 (A)	交通用具使用者				併用者 (C)	(A)+(B)+(C)
			自転車	原動機付 自転車等		小計 (B)		
				自動車				
知事部局	3,645	483	129	10	2,119	2,258	206	2,947
各種委員会	356	56	13		218	231	29	316
県立学校	2,371	33	14	1	2,041	2,056	14	2,103
小・中学校	4,964	11	7	1	4,282	4,290	7	4,308
警察本部	1,954	138	35	4	1,216	1,255	34	1,427
計	13,290	721	198	16	9,876	10,090	290	11,101

(2) 交通用具使用者（併用者を除く。）の通勤距離別分布

(単位：人)

区分(km)	部局		知事 部局	各種 委員会	県立 学校	小・中 学校	警察 本部	計
	交通用具							
2以上 3未満	自転車		78	10	5	2	18	113
	原動機付自転車		2				1	3
	自動車		124	14	120	375	139	772
3～4	自転車		31	2	2	2	14	51
	原動機付自転車		2					2
	自動車		177	13	135	422	102	849
4～5	自転車		8	1	2	1	1	13
	原動機付自転車		1				1	2
	自動車		143	20	144	443	106	856
5～6	自転車		1		1		1	3
	原動機付自転車		1					1
	自動車		108	11	129	386	59	693
6～8	自転車		9			1		10
	原動機付自転車		2					2
	自動車		177	28	212	604	136	1,157
8～10	自転車				2	1		3
	原動機付自転車							
	自動車		179	20	193	527	123	1,042
10～12	自転車		1		2		1	4
	原動機付自転車		1			1		2
	自動車		151	16	181	386	109	843
12～14	自転車							
	原動機付自転車							
	自動車		120	15	152	267	101	655
14～16	自転車							
	原動機付自転車							
	自動車		114	14	111	214	73	526
16～18	自転車						2	2
	原動機付自転車							
	自動車		103	11	122	182	38	456
18～20	自転車		1					1
	原動機付自転車							
	自動車		96	13	109	107	47	372
20～22	自転車							
	原動機付自転車		1		1			2
	自動車		102	7	81	98	40	328
22～24	自転車							
	原動機付自転車							
	自動車		66	9	60	87	28	250
24～26	自転車							
	原動機付自転車							
	自動車		74	2	57	47	31	211
26～28	自転車							
	原動機付自転車							
	自動車		41	4	48	50	20	163
28～30	自転車							
	原動機付自転車							
	自動車		60	4	37	22	18	141

区分(km)	知事 部局	各種 委員会	県立 学校	小・中 学校	警察 本部	計
30～32	64	6	36	17	16	139
32～34	40	4	25	14	6	89
34～36	44	2	20	9	5	80
36～38	15		11	9	4	39
38～40	9		5	4	2	20
40～42	18	2	10	2	6	38
42～44	13	1	9	1	3	27
44～46	22	2	10	3	2	39
46～48	9		7		2	18
48～50	10		8	1		19
50～52	3		1			4
52～54	1		3			4
54～56	5					5
56～58	3			3		6
58～60	4			1		5
60～	24		5	1		30
計	129	13	14	7	35	198
	10		1	1	4	16
	2,119	218	2,041	4,282	1,216	9,876

第10表 住居手当の支給状況

(単位：受給者数 人、手当額 円)

区分 給料表	受給者数	(内 訳)					借家・借間に 係る受給者 一人当たり 平均手当額
		借家・借間			小計	自宅 手当額 2,500円の 受給者	
		手当額 11,000円 以下の受給者	手当額 11,000円超 27,000円未満の 受給者	手当額 27,000円の 受給者			
行政職	1,317	1	101	210	312	1,005	25,361
警察職	581		41	65	106	475	25,449
教育職(一)	851	1	73	162	236	615	25,712
教育職(二)	1,486	1	179	273	453	1,033	25,389
研究職	133		16	23	39	94	25,662
医療職(一)	67		7	18	25	42	25,836
医療職(二)	92		12	19	31	61	25,452
医療職(三)	163		55	72	127	36	25,528
福祉職	6		1	1	2	4	25,750
計	4,696	3	485	843	1,331	3,365	25,476

2 民間給与関係資料

(ページ調整のための白紙)

平成22年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職の職員の給与を検討するため、平成22年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会および人事院

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」および「サービス業（学術・開発研究機関、その他の生活関連サービス業、物品賃貸業、広告業および政治・経済・文化団体）」に分類された365事業所

イ 調査対象職種

78職種（行政職相当職種22職種、その他の職種56職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記（3）のAに記載した事業所を統計上の理論に従い組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から102事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第11表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員はすべて除外した。

ウ 調査実人員

初任給関係91人（うち行政職に相当する調査実人員84人）、初任給関係以外の調査職種3,646人（うち行政職に相当する調査実人員3,366人）。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、18,335人であり、行政職に相当するものは15,331人である。

(5) 集計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	94	29	42	23
漁業	0	0	0	0
鉱業、建設業	9	3	4	2
製造業	50	13	22	15
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業	17	6	7	4
卸売・小売業	7	2	4	1
金融・保険業、不動産業	4	4	0	0
医療、福祉、教育、学習支援業、 サービス業	7	1	5	1

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が8事業所あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(第12表について同じ。)

第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
			円	円	円
新 卒 事 務 員	大学卒	188,157	182,206	189,478	—
	短大卒	133,000	—	133,000	—
	高校卒	149,777	159,341	147,000	148,000
新 卒 技 術 者	大学卒	198,247	204,751	191,444	195,000
	短大卒	—	—	—	—
	高校卒	161,708	—	156,156	185,000
新卒事務員・技術者計	大学卒	193,066	198,365	190,118	195,000
	短大卒	133,000	—	133,000	—
	高校卒	154,976	159,341	151,525	166,500

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いたものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

1 公民給与比較の職種

(1) 規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成22年4月分平均支給額			備考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	4	51.0	841,648	0	841,648	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	4	51.0	841,648	0	841,648	
工場長	x	x	x	x	x	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	x	x	x	x	x	
事務部長	87	52.0	541,592	3,388	538,204	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	62	51.8	551,897	0	551,897	
短大卒	4	51.4	539,881	0	539,881	
高校卒	21	52.5	509,868	14,753	495,115	
技術部長	58	51.9	569,671	0	569,671	同上
大学卒	40	51.9	611,101	0	611,101	
短大卒	5	50.8	504,078	0	504,078	
高校卒	13	52.6	495,289	0	495,289	
事務部次長	40	50.7	517,305	239	517,066	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職
大学卒	29	50.6	543,248	333	542,915	
短大卒	3	52.7	419,326	0	419,326	
高校卒	8	49.9	465,126	0	465,126	
技術部次長	33	52.6	535,204	2,967	532,237	同上
大学卒	24	52.3	576,187	381	575,806	
短大卒	2	51.7	418,688	16,578	402,110	
高校卒	6	53.1	449,649	8,039	441,610	
事務課長	151	47.9	471,537	813	470,724	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職
大学卒	103	48.3	486,793	1,183	485,610	
短大卒	13	46.6	430,112	0	430,112	
高校卒	35	47.3	442,093	36	442,057	
技術課長	183	47.5	485,993	4,558	481,435	同上
大学卒	108	46.0	480,762	2,975	477,787	
短大卒	22	47.8	509,161	7,747	501,414	
高校卒	53	50.1	486,499	6,110	480,389	
事務課長代理	84	43.7	459,639	11,964	447,675	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課 長代理および課長代理級専門職
大学卒	56	43.6	470,832	17,087	453,745	
短大卒	12	42.0	400,859	2,341	398,518	
高校卒	16	45.2	470,524	4,342	466,182	
技術課長代理	79	46.2	439,650	14,504	425,146	同上
大学卒	53	44.0	429,512	15,231	414,281	
短大卒	4	50.1	362,135	18,398	343,737	
高校卒	22	50.5	471,391	12,439	458,952	

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成22年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)			
事務係長	248	42.8	409,726	38,455	371,271	<ul style="list-style-type: none"> 課長または課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記の係長と同等と認められる係長および係長級専門職 		
大学卒	130	40.4	403,960	38,453	365,507			
短大卒	35	41.0	377,636	41,691	335,945			
高校卒	80	46.7	433,377	37,072	396,305			
中学卒	3	51.8	399,706	36,059	363,647			
技術係長	294	45.9	483,427	68,172	415,255		同上	
大学卒	124	44.1	506,631	76,874	429,757			
短大卒	36	43.6	488,254	71,604	416,650			
高校卒	131	47.7	464,937	61,110	403,827			
中学卒	3	52.8	408,564	29,220	379,344			
事務・ 技術関係 職種	事務主任	167	40.1	308,696	25,162		283,534	
	大学卒	82	36.6	321,762	25,992		295,770	
	短大卒	37	41.0	304,339	30,588		273,751	
	高校卒	48	44.2	294,007	20,442		273,565	
	技術主任	156	41.0	396,262	43,650	352,612		
	大学卒	77	39.5	378,096	38,736	339,360		
	短大卒	28	40.0	381,302	45,176	336,126		
	高校卒	51	44.1	437,626	51,374	386,252		
	事務係員	938	36.2	277,148	22,435	254,713		
	大学卒	338	32.8	285,029	23,349	261,680		
	短大卒	164	36.6	243,259	13,841	229,418		
	高校卒	431	38.7	283,629	25,279	258,350		
	中学卒	5	58.2	290,273	2,646	287,627		
	技術係員	843	35.7	326,356	43,899	282,457		
大学卒	362	32.5	315,982	43,925	272,057			
短大卒	136	35.7	317,691	43,738	273,953			
高校卒	341	39.2	341,798	44,193	297,605			
中学卒	4	51.8	338,964	13,407	325,557			

(2)規模500人以上(企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成22年4月分平均支給額			備考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	4	51.0	841,648	0	841,648	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	4	51.0	841,648	0	841,648	
工場長	x	x	x	x	x	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	x	x	x	x	x	
事務部長	48	53.5	649,876	0	649,876	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	36	53.3	660,514	0	660,514	
短大卒	x	x	x	x	x	
高校卒	11	54.6	612,100	0	612,100	
技術部長	26	53.1	698,787	0	698,787	同上
大学卒	25	52.9	715,781	0	715,781	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	x	x	x	x	x	
事務部次長	25	51.9	615,393	0	615,393	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職
大学卒	20	52.2	619,239	0	619,239	
短大卒	x	x	x	x	x	
高校卒	4	51.8	615,919	0	615,919	
技術部次長	17	53.5	666,559	587	665,972	同上
大学卒	17	53.5	666,559	587	665,972	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
事務課長	93	49.0	569,122	1,151	567,971	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職
大学卒	69	49.3	567,431	1,496	565,935	
短大卒	7	43.7	562,919	0	562,919	
高校卒	17	49.5	578,556	0	578,556	
技術課長	120	48.8	547,784	4,857	542,927	同上
大学卒	73	46.6	536,252	3,160	533,092	
短大卒	14	49.7	605,857	14,058	591,799	
高校卒	33	52.4	548,039	4,677	543,362	
事務課長代理	63	44.0	501,952	18,367	483,585	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課 長代理および課長代理級専門職
大学卒	48	43.5	493,343	21,437	471,906	
短大卒	6	41.3	434,723	6,583	428,140	
高校卒	9	47.7	584,149	9,632	574,517	
技術課長代理	68	46.8	451,605	15,216	436,389	同上
大学卒	47	44.1	434,590	15,773	418,817	
短大卒	2	54.1	382,577	9,062	373,515	
高校卒	19	52.5	494,949	14,383	480,566	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成22年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
事務係長	170	43.5	460,245	48,680	411,565	<ul style="list-style-type: none"> 課長または課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記の係長と同等と認められる係長および係長級専門職
大学卒	88	40.7	449,633	53,021	396,612	
短大卒	22	42.0	451,094	55,148	395,946	
高校卒	59	47.2	476,575	41,119	435,456	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術係長	205	46.5	536,386	86,311	450,075	同上
大学卒	95	44.6	553,813	92,712	461,101	
短大卒	26	45.1	543,789	86,360	457,429	
高校卒	83	48.5	519,996	80,965	439,031	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務・技術関係職種	事務主任	87	40.2	352,403	27,277	325,126
	大学卒	51	37.9	347,754	27,102	320,652
	短大卒	19	43.4	352,987	31,348	321,639
	高校卒	17	42.7	362,224	24,433	337,791
	技術主任	83	43.9	490,644	69,376	421,268
	大学卒	38	41.7	458,943	68,074	390,869
	短大卒	14	42.4	447,446	56,125	391,321
	高校卒	31	47.8	559,874	78,524	481,350
	事務係員	451	37.6	321,589	30,581	291,008
	大学卒	184	33.4	310,958	27,577	283,381
	短大卒	57	40.5	284,940	14,844	270,096
	高校卒	208	40.8	342,809	38,279	304,530
	中学卒	2	58.0	288,902	5,931	282,971
	技術係員	493	35.7	352,093	51,450	300,643
	大学卒	189	31.9	340,233	51,620	288,613
	短大卒	79	35.2	337,262	50,353	286,909
	高校卒	224	39.1	367,644	51,752	315,892
	中学卒	-	-	-	-	-

(3) 規模 100 人以上 500 人未満(企業規模 100 人以上 500 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成22年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	-	-	-	-	-	
工場長	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	-	-	-	-	-	
事務部長	36	51.2	480,536	5,790	474,746	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	24	50.9	480,051	0	480,051	
短大卒	3	51.3	536,332	0	536,332	
高校卒	9	52.0	462,962	23,415	439,547	
技術部長	24	51.0	498,805	0	498,805	同上
大学卒	13	51.0	495,556	0	495,556	
短大卒	3	49.3	519,019	0	519,019	
高校卒	8	51.8	495,553	0	495,553	
事務部次長	14	50.4	429,071	501	428,570	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職
大学卒	8	50.0	454,329	873	453,456	
短大卒	2	54.5	410,447	0	410,447	
高校卒	4	48.9	387,019	0	387,019	
技術部次長	10	51.5	415,746	0	415,746	同上
大学卒	5	48.8	401,125	0	401,125	
短大卒	x	x	x	x	x	
高校卒	3	53.6	446,959	0	446,959	
事務課長	46	46.8	365,780	514	365,266	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職
大学卒	28	46.7	370,435	817	369,618	
短大卒	5	49.0	356,478	0	356,478	
高校卒	13	46.2	359,561	74	359,487	
技術課長	42	44.6	401,906	3,326	398,580	同上
大学卒	23	43.7	405,357	0	405,357	
短大卒	5	44.7	395,432	0	395,432	
高校卒	14	45.9	398,695	10,131	388,564	
事務課長代理	20	43.0	379,958	0	379,958	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課 長代理および課長代理級専門職
大学卒	7	43.3	380,814	0	380,814	
短大卒	6	42.3	382,164	0	382,164	
高校卒	7	43.2	377,251	0	377,251	
技術課長代理	10	41.0	354,342	5,654	348,688	同上
大学卒	6	43.3	382,232	10,182	372,050	
短大卒	x	x	x	x	x	
高校卒	3	37.6	320,668	0	320,668	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成22年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務係長	62	40.5	322,858	21,201	301,657	・ 課長または課長代理等に直属し直属の部下 を有する者 ・ 職能資格等が上記の係長と同等と認められ る係長および係長級専門職
	大学卒	34	39.2	338,406	19,876	318,530	
	短大卒	12	39.8	280,643	23,266	257,377	
	高校卒	15	43.9	321,883	22,937	298,946	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技術係長	58	43.6	344,653	17,627	327,026	同上
	大学卒	19	41.7	361,166	23,462	337,704	
	短大卒	2	40.5	369,485	58,330	311,155	
	高校卒	35	44.4	332,492	12,336	320,156	
	中学卒	2	56.5	360,329	1,204	359,125	
	事務主任	65	39.2	279,226	26,853	252,373	
	大学卒	26	35.1	296,150	28,303	267,847	
	短大卒	15	38.6	276,737	34,159	242,578	
	高校卒	24	43.8	263,360	20,627	242,733	
	技術主任	46	38.2	306,731	19,897	286,834	
	大学卒	29	36.8	313,533	17,431	296,102	
	短大卒	5	41.3	331,513	43,475	288,038	
	高校卒	12	40.4	276,741	15,970	260,771	
	事務係員	353	33.2	233,086	15,422	217,664	
	大学卒	134	31.1	250,372	18,351	232,021	
短大卒	74	34.3	221,213	12,694	208,519		
高校卒	144	34.5	223,416	14,200	209,216		
中学卒	x	x	x	x	x		
技術係員	234	35.2	285,253	33,459	251,794		
大学卒	139	33.2	287,670	35,659	252,011		
短大卒	29	38.1	300,761	39,715	261,046		
高校卒	65	38.9	269,657	24,122	245,535		
中学卒	x	x	x	x	x		

(4) 規模 100 人未満(企業規模 50 人以上 100 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成22年4月分平均支給額			備考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	-	-	-	-	-	
工場長	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	-	-	-	-	-	
事務部長	3	46.7	380,743	0	380,743	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	2	47.5	348,215	0	348,215	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	x	x	x	x	x	
技術部長	8	52.4	491,787	0	491,787	同上
大学卒	2	48.5	473,859	0	473,859	
短大卒	2	54.0	472,000	0	472,000	
高校卒	4	53.5	510,645	0	510,645	
事務部次長	x	x	x	x	x	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職
大学卒	x	x	x	x	x	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
技術部次長	6	52.7	455,608	16,309	439,299	同上
大学卒	2	54.5	434,500	0	434,500	
短大卒	x	x	x	x	x	
高校卒	3	52.3	453,500	19,547	433,953	
事務課長	12	46.5	387,668	171	387,497	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職
大学卒	6	48.0	409,549	344	409,205	
短大卒	x	x	x	x	x	
高校卒	5	45.4	371,076	0	371,076	
技術課長	21	48.2	377,131	6,161	370,970	同上
大学卒	12	48.4	379,252	9,314	369,938	
短大卒	3	47.3	379,029	0	379,029	
高校卒	6	48.2	371,941	2,936	369,005	
事務課長代理	x	x	x	x	x	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課 長代理および課長代理級専門職
大学卒	x	x	x	x	x	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
技術課長代理	x	x	x	x	x	同上
大学卒	-	-	-	-	-	
短大卒	x	x	x	x	x	
高校卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成22年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
事務係長	16	47.4	342,830	23,191	319,639	<ul style="list-style-type: none"> 課長または課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記の係長と同等と認められる係長および係長級専門職
大学卒	8	43.8	330,152	1,494	328,658	
短大卒	x	x	x	x	x	
高校卒	6	51.8	364,962	43,351	321,611	
中学卒	x	x	x	x	x	
技術係長	31	45.9	354,100	30,855	323,245	同上
大学卒	10	45.1	350,087	35,751	314,336	
短大卒	8	38.6	315,331	19,416	295,915	
高校卒	13	51.0	381,045	34,130	346,915	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務・ 技術関係 職種	事務主任	15	44.7	283,415	5,752	277,663
	大学卒	5	36.6	300,186	2,114	298,072
	短大卒	3	47.0	281,299	2,027	279,272
	高校卒	7	49.4	272,343	9,946	262,397
	技術主任	27	38.2	304,622	17,373	287,249
	大学卒	10	41.1	305,086	4,752	300,334
	短大卒	9	35.3	308,888	28,955	279,933
	高校卒	8	37.9	299,242	20,119	279,123
	事務係員	134	40.8	246,867	13,203	233,664
	大学卒	20	40.4	283,999	17,577	266,422
	短大卒	33	35.7	222,089	15,221	206,868
	高校卒	79	42.5	244,205	11,566	232,639
	中学卒	2	58.5	370,644	0	370,644
	技術係員	116	37.0	253,889	16,914	236,975
	大学卒	34	32.8	265,712	22,460	243,252
短大卒	28	34.1	235,477	12,645	222,832	
高校卒	52	40.7	252,327	16,181	236,146	
中学卒	2	56.5	351,295	1,495	349,800	

2 その他の職種

規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成22年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
技能・労務 係職種 関	自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-		
	守衛	6	57.3	418,034	31,326	386,708	
	用務員	3	53.3	259,960	26,852	233,108	
研究 関係 職種	研究部(課)長	6	41.9	440,614	0	440,614	2室(係)以上または構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記の研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記の研究部(課)長および研究室(係)長を除く。)
	研究室(係)長	6	43.5	499,554	13,866	485,688	
	主任研究員	23	42.7	470,437	17,938	452,499	
	研究員	42	31.4	314,129	24,223	289,906	
医療 関係 職種	病院長	-	-	-	-	-	部下に医師または歯科医師5人以上
	副院長	x	x	x	x	x	上記の院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	5	55.0	1,244,000	0	1,244,000	部下に医師または歯科医師1人以上
	医師	3	58.0	973,333	0	973,333	
	薬局長	-	-	-	-	-	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	4	39.5	363,175	12,725	350,450	
	診療放射線技師	4	38.0	308,000	0	308,000	
	臨床検査技師	5	32.4	207,262	232	207,030	
	栄養士	4	39.5	242,170	0	242,170	
	理学療法士	16	31.2	275,937	0	275,937	
	作業療法士	9	31.9	304,161	4,241	299,920	
	総看護師長	x	x	x	x	x	部下に看護師長5人以上
	看護師長	9	47.7	400,968	0	400,968	部下に看護師または准看護師5人以上
	看護師	29	42.9	331,506	8,480	323,026	
准看護師	28	47.9	295,840	9,496	286,344		
教育 関係 職種	大学 教授	16	55.3	561,461	0	561,461	
	大学 准教授	15	42.7	453,540	0	453,540	
	大学 講師	11	32.6	336,030	0	336,030	
	大学 助教	2	31.5	277,900	0	277,900	
	大学 助手	5	46.8	342,888	5,508	337,380	
	高校 校長	x	x	x	x	x	
	高校 教頭	3	55.3	549,657	0	549,657	
高校 教諭	23	37.6	379,477	0	379,477		

参考 公民給与比較上の対応関係

行政職の職務の級	対応民間職種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長、工場長、 部長、部次長	—	—
8級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長	
7級			支店長、工場長、 部長、部次長
6級	課長代理	課長	
5級			
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

第14表 民間における初任給の改定状況

学歴	項目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
			%	%	%	
大学卒		20.8	(0.0)	(95.4)	(4.6)	79.2
高校卒		9.5	(10.0)	(80.0)	(10.0)	90.5

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第15表 民間における借家・借間居住者に対する住宅手当の支給状況

借家・借間居住者に対する住宅手当月額の 最高支給額の中心階層	20,000円以上21,000円未満
-----------------------------------	--------------------

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第16表 民間における賞与の配分状況

	課長級		係員級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
冬季	44.0 %	56.0 %	53.5 %	46.5 %

第17表 民間における時間外労働等の割増賃金の状況

時間外労働の月60時間の積算の基礎に法定休日の労働時間を含めるか否か	適用従業員割合	(参考) 適用事業所割合
法定休日の労働時間を含める	56.0%	52.3%
法定休日の労働時間を含めない	44.0%	47.7%

(ページ調整のための白紙)

3 生計費關係資料

(ページ調整のための白紙)

標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、一般の標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により、費用別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	…	食料
住居関係費	…	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	…	被服および履物
雑費Ⅰ	…	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	…	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

(2) 費用別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における平成21年5月から平成22年4月までの費目別平均支出金額（世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、人事院の算定した全国の標準生計費を用い、これに福井市の費目別平均支出金額を全国の費目別平均支出金額で除したものを乗じて算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成21年1月～12月の家計調査の調査世帯のうち、就業人員が1人で夫婦のみまたは夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第18表 費目別、世帯人員別標準生計費

その1 福井市

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	31,600円	39,200円	48,870円	58,550円	68,230円
住居関係費	27,750	48,120	43,400	38,670	33,940
被服・履物費	6,710	4,500	5,860	7,220	8,580
雑費 I	26,030	40,910	51,470	62,040	72,600
雑費 II	18,290	38,210	38,910	39,600	40,290
合計	110,380	170,940	188,510	206,080	223,640

その2 全国

【平成22年人事院勧告 参考資料より】

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	29,780円	36,940円	46,060円	55,180円	64,300円
住居関係費	35,240	61,120	55,120	49,110	43,100
被服・履物費	7,800	5,230	6,810	8,390	9,970
雑費 I	34,300	53,900	67,820	81,750	95,670
雑費 II	16,240	33,940	34,550	35,170	35,790
合計	123,360	191,130	210,360	229,600	248,830

第19表 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目 \ 世帯人員	2人	3人	4人	5人
食料費	0.514	0.641	0.768	0.895
住居関係費	1.124	1.014	0.903	0.793
被服・履物費	0.389	0.506	0.623	0.740
雑費 I	0.390	0.491	0.592	0.693
雑費 II	0.468	0.477	0.485	0.494

4 労働経済関係資料

(ページ調整のための白紙)

第20表 労働経済指標

項目	年月	平成21年												平成22年			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月			
全産	現金給与総額	金額(円)	299,064	296,908	513,651	405,749	299,397	293,436	295,889	311,172	655,229	298,773	291,696	307,518	307,390		
	前年同月比(%)		△ 3.6	△ 2.8	△ 9.7	△ 6.6	△ 2.7	△ 1.6	△ 1.5	△ 2.8	△ 6.4	0.3	△ 0.5	2.0	2.8		
業	現金給与総額	金額(円)	285,311	277,439	479,146	411,325	279,747	277,409	280,479	302,600	625,279	279,389	278,389	287,353	286,319		
	前年同月比(%)		△ 3.8	△ 4.1	△ 2.1	△ 12.8	△ 6.8	△ 3.3	△ 2.8	△ 2.3	△ 1.9	△ 1.1	0.9	△ 0.2	0.4		
業	現金給与総額	金額(円)	290,619	285,894	287,970	288,002	287,510	287,977	289,525	289,405	289,841	288,045	289,087	292,031	294,877		
	前年同月比(%)		△ 3.4	△ 3.2	△ 2.7	△ 2.8	△ 2.3	△ 2.1	△ 1.9	△ 1.4	△ 0.7	0.0	0.0	1.4	1.4		
業	現金給与総額	金額(円)	280,416	275,376	276,711	277,087	272,570	276,973	279,863	283,723	282,528	272,626	276,397	274,711	282,524		
	前年同月比(%)		△ 3.9	△ 3.5	△ 4.3	△ 4.0	△ 4.7	△ 3.2	△ 2.4	△ 0.8	△ 0.3	△ 1.1	0.9	0.3	0.7		
業	現金給与総額	金額(円)	301,609	297,491	302,237	303,780	303,820	306,719	307,522	308,875	309,928	305,059	310,717	312,082	315,129		
	前年同月比(%)		△ 6.6	△ 6.2	△ 5.8	△ 5.5	△ 4.2	△ 3.8	△ 3.9	△ 2.4	△ 0.3	1.4	3.6	4.2	4.5		
業	現金給与総額	金額(円)	263,252	262,205	263,081	266,662	265,737	267,194	268,942	271,979	273,905	262,905	274,731	275,026	279,507		
	前年同月比(%)		△ 7.2	△ 5.2	△ 6.2	△ 5.0	△ 4.1	△ 4.7	△ 3.7	△ 1.1	1.0	1.3	5.6	6.3	6.2		
業	現金給与総額	金額(円)	152.4	140.4	152.6	154.7	144.5	147.1	149.7	149.7	148.0	140.9	145.8	151.8	156.4		
	前年同月比(%)		10.7	10.2	10.3	10.8	10.6	11.1	11.7	11.8	12.1	11.5	11.7	12.3	12.6		
業	現金給与総額	金額(円)	160.5	144.9	160.8	161.2	150.5	153.7	155.3	158.8	156.4	145.2	155.8	158.4	164.5		
	前年同月比(%)		9.5	9.1	9.4	9.4	8.4	9.9	10.7	11.5	11.4	9.4	10.2	11.0	11.1		
業	現金給与総額	金額(円)	306,340	285,530	277,237	285,078	290,972	277,110	287,789	284,740	337,887	291,918	261,163	319,991	299,996		
	前年同月比(%)		△ 1.4	△ 0.9	△ 1.7	△ 4.5	△ 0.1	△ 1.5	△ 1.3	0.0	0.3	0.2	△ 1.8	3.0	△ 2.1		
業	現金給与総額	金額(円)	308,836	289,758	279,586	286,081	295,938	278,058	292,778	287,654	340,301	296,471	265,041	319,981	306,408		
	前年同月比(%)		△ 1.9	△ 0.4	△ 1.7	△ 4.2	1.8	△ 2.0	△ 0.4	0.7	1.1	△ 0.1	△ 1.1	2.2	△ 0.8		
業	現金給与総額	金額(円)	341,079	329,788	285,228	299,484	296,947	296,973	274,153	301,380	337,815	298,318	276,652	338,431	302,093		
	前年同月比(%)		△ 20.3	6.3	△ 7.7	7.1	△ 4.7	9.6	△ 2.5	1.9	△ 5.4	△ 0.8	△ 5.7	△ 4.0	△ 11.4		
業	現金給与総額	金額(円)	△ 0.1	△ 1.1	△ 1.8	△ 2.2	△ 2.2	△ 2.2	△ 2.5	△ 1.9	△ 1.7	△ 1.3	△ 1.1	△ 1.1	△ 1.2		
	前年同月比(%)		0.7	△ 0.3	△ 1.3	△ 1.9	△ 2.1	△ 2.6	△ 3.0	△ 2.0	△ 2.0	△ 1.6	△ 1.9	△ 1.9	△ 2.0		
業	現金給与総額	金額(円)	5.0	5.1	5.3	5.6	5.4	5.3	5.2	5.3	5.2	4.9	4.9	5.0	5.1		
	前年同月比(%)		3.9	3.5	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	4.0		
業	現金給与総額	金額(円)	0.48	0.46	0.45	0.43	0.42	0.43	0.43	0.43	0.43	0.46	0.47	0.49	0.48		
	前年同月比(%)		0.57	0.53	0.55	0.55	0.56	0.59	0.61	0.60	0.59	0.64	0.68	0.70	0.69		
業	現金給与総額	金額(円)	△ 31.0	△ 29.0	△ 22.5	△ 22.3	△ 18.3	△ 17.5	△ 14.4	△ 2.9	6.4	18.9	31.3	31.8	25.9		
	前年同月比(%)		△ 27.8	△ 22.4	△ 21.7	△ 14.4	△ 14.9	△ 16.4	△ 10.7	△ 0.1	3.6	31.1	28.9	33.2	19.4		

(注) 1 民間給与および総実労働時間数については、規模30人以上の事業所を対象とした。
 2 消費支出については、集計世帯数は、平成21年4月から平成22年4月までの1か月平均を示す。
 3 福井県の平成22年4月の完全失業率については、4月から6月の平均を示す。